

# 官報

発行 内閣府  
(原稿作成 国立印刷局)

## 目次

### 〔省 令〕

○公益信託に関する法律の施行に伴う  
経済産業省関係省令の整備に関する  
省令（経済産業一九）

### 〔法規的告示〕

○令和八年度技術士第一次試験の実施  
場所を定める件（文部科学五七）  
○輸出貿易管理令別表第二の二の一の二  
の項の規定に基づく経済産業大臣が  
告示で定める放射性同位元素の一部  
を改正する件（経済産業二五）

### 〔その他告示〕

○銀行代理業者に係る銀行代理業の許  
可がその効力を失った件（金融庁九）  
○電子署名及び認証業務に関する法律  
第九条第一項に規定する特定認証業  
務の変更の認定に関する件  
（デジタル庁・法務三）  
○登録証明機関の技術基準適合証明の  
業務の休止に関する件（総務九四）  
○補償金管理業務規程の認可の件  
（文化庁一一）

五 二

二

一

○種苗法第十三条第一項及び第二十一  
条の二第三項の規定に基づき品種登  
録出願及び届出に係る事項を公示す  
る件（農林水産四二七）

○海上における空対空射撃訓練を実施  
する件（防衛七五〇七七）

○海上における水上標的に対する射爆  
撃訓練を実施する件（同七八〇八〇）

○海上における水上標的に対する射撃  
訓練を実施する件（同八一、八二）

○海上における射撃訓練を実施する件  
（同八三〇八五）

○防衛施設周辺の生活環境の整備等に  
関する法律の規定に基づき、厚木飛  
行場に係る第一種区域等について、  
指定及び指定の解除をした件  
（同八六）

### 〔国会事項〕

### 〔人事異動〕

内閣 公正取引委員会 厚生労働省  
最高裁判所

### 〔官庁報告〕

除籍が滅失した件（法務省告示配五四）

### 〔公 告〕

### 諸事項

### 官庁

登録政治資金監査人登録・登録抹消  
関係

### 裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、  
破産、免責、特別清算、再生、所有  
者不明関係

### 特殊法人等

企業年金基金変更関係  
会社その他

二〇

九

九

九

八

七

五

## 省 令

### ○経済産業省令第十九号

公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）及び公益信託に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和七年政令第二百三十四号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、公益信託に関する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和八年三月二十五日  
経済産業大臣 赤澤 亮正

公益信託に関する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令

（経済産業大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の廃止）

第一条 経済産業大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和六十年通商産業省令第十一号）は、廃止する。

（鉱業登録令施行規則の一部改正）

第二条 鉱業登録令施行規則（昭和二十六年通商産業省令第四号）の一部を次のように改正する。

第四十五条中「または第七十九条第二項」を「又は第七十八条第二項」に改める。

第五十二条中「第七十八条」を「第七十七条」に改める。

（特許法施行規則等の一部改正）

第三条 次に掲げる省令の規定中「公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条」を「公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）第二条第一項第一号」に改める。

一 特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）第二十六条第一項第七号

二 意匠法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十二号）第十二条の三第一項第七号

三 商標法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十三号）第九条の三第一項第七号

（特許登録令施行規則の一部改正）

第四条 特許登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第五十二条第十一項中「第六十八条第二項」を「第六十七条第二項」に改める。

第六十条第二項中「または」を「又は」に、「第六十八条第二項」を「第六十七条第二項」に、「および」を「及び」に改める。

（回路配置利用権等の登録に関する省令の一部改正）

第五条 回路配置利用権等の登録に関する省令（昭和六十年通商産業省令第八十一号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第三項及び第三十一条第三項中「第六十五条第二項」を「第六十四条第二項」に改める。

（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の一部改正）

第六条 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成二二年通商産業省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二の六十九の項中「又は第六十四条から第六十六条まで」を「第六十四条又は第六十五条」に改める。

### 附 則

### （施行期日）

1 この省令は、公益信託に関する法律の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

（経済産業省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

2 経済産業省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年経済産業省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一（経済産業大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和六十年通商産業省令第十一号）の項を削る。

### 二六

(経済産業省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

3 前項の規定による改正前の経済産業省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の規定は、公益信託に関する法律附則第二条第二項の規定によりなお従前の例により旧法公益信託(同項に規定する旧法公益信託をいう。)の業務の監督が行われる間は、なおその効力を有する。

### 法規的告示

#### ○文部科学省告示第五十七号

技術士法施行規則(昭和五十九年総理府令第五号)第四条の規定に基づき、文部科学大臣の指定する技術士第一次試験の実施場所を次のように定め、令和八年四月一日から施行する。

令和八年三月二十五日 文部科学大臣 松本 洋平

#### ○経済産業省告示第二十五号

輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十八号)別表第二の二の二の項の規定に基づき、平成十七年経済産業省告示第三百三十四号(輸出貿易管理令別表第二の二の二の項の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める放射性同位元素)の一部を次の表のように改正し、令和八年四月一日から施行する。

令和八年三月二十五日 経済産業大臣 赤澤 亮正  
(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>輸出貿易管理令別表第二の二の二の項の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める放射性同位元素は、密封された特定放射性同位元素(放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和三十三年法律第六十七号)第二条第三項に規定する特定放射性同位元素をいう。以下同じ。)であつて、一の放射性輸送物(放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則(昭和三十五年総理府令第五十六号)第十八条の三第一項に規定する放射性輸送物をいう。)に含まれている当該特定放射性同位元素の数量が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める数量以上のものとする。</p> <p>一 特定放射性同位元素の種類が一種類の場合 特定放射性同位元素の数量を定める告示(平成三十年原子力規制委員会告示第十号)別表第一の第一欄に掲げる種類に応じ、同表の第二欄に掲げる数量に十を乗じて得た数量</p>	<p>輸出貿易管理令別表第二の二の二の項の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める放射性同位元素は、次の各号に定めるものとする。</p> <p>一 数量が三百ギガバケレル以上のもの(密封されたものに限る。)</p>

この告示の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則

二 特定放射性同位元素の種類が二種類以上の場合 特定放射性同位元素の数量を定める告示別表第一の第一欄に掲げる種類ごとの特定放射性同位元素の数量をそれぞれ同表の第二欄に掲げる数量で除して得た値の和が十となるようなそれらの数量

### その他告示

#### ○金融庁告示第九号

銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第五十二条の五十七第一号の規定により、次の銀行代理業者に係る銀行代理業の許可がその効力を失つたので、同法第五十六条第十二号の規定に基づき、告示する。

令和八年三月二十五日

- 一 銀行代理業者名 阿部きょうこ  
主たる営業所又は事務所の所在地 北海道寿都郡寿都町字歌葉町美谷百五十六一  
許可年月日 平成十九年十月一日  
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行  
失効年月日 令和七年十月一日
- 二 銀行代理業者名 鈴木みどり  
主たる営業所又は事務所の所在地 北海道浦河郡浦河町東町ちのみ一一一  
許可年月日 平成十九年十月一日  
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行  
失効年月日 令和七年十月一日
- 三 銀行代理業者名 吉田 悦子  
主たる営業所又は事務所の所在地 宮城県気仙沼市田尻沢六十七  
許可年月日 平成十九年十月一日  
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行  
失効年月日 令和七年十月一日
- 四 銀行代理業者名 山下 昭子  
主たる営業所又は事務所の所在地 宮城県宮城郡松島町手樽字早川東二十七一五  
許可年月日 平成十九年十月一日  
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行  
失効年月日 令和七年十月一日
- 五 銀行代理業者名 加藤 典子  
主たる営業所又は事務所の所在地 秋田県秋田市飯島道東一一三一一八  
許可年月日 平成十九年十月一日  
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行  
失効年月日 令和七年十月一日
- 六 銀行代理業者名 菅野ふくみ  
主たる営業所又は事務所の所在地 福島県伊達郡川俣町大字小島字風呂ヶ前一三  
許可年月日 平成十九年十月一日  
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行  
失効年月日 令和七年十月一日
- 七 銀行代理業者名 岡部富與子  
主たる営業所又は事務所の所在地 埼玉県熊谷市上中条二千二番地  
許可年月日 平成十九年十月一日  
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行  
失効年月日 令和七年十月一日
- 八 銀行代理業者名 中丸 郁恵  
主たる営業所又は事務所の所在地 埼玉県行田市大字南河原二千五百三十四  
許可年月日 平成十九年十月一日  
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行  
失効年月日 令和七年十月一日
- 九 銀行代理業者名 高橋しづ子  
主たる営業所又は事務所の所在地 新潟県新潟市江南区江口三千三百九十二  
許可年月日 平成十九年十月一日  
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行  
失効年月日 令和七年十月一日
- 十 銀行代理業者名 石田 セツ  
主たる営業所又は事務所の所在地 新潟県妙高市大字下平九二千七百八十一  
許可年月日 平成十九年十月一日  
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行  
失効年月日 令和七年十月一日

- 十一 銀行代理業者名 八幡サカエ  
主たる営業所又は事務所の所在地 新潟県胎  
内市高畑二千三百三二  
許可年月日 平成十九年十月一日  
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行  
失効年月日 令和七年十月一日
- 十二 銀行代理業者名 石川志穂子  
主たる営業所又は事務所の所在地 新潟県胎  
内市若松町十一―二十四  
許可年月日 平成十九年十月一日  
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行  
失効年月日 令和七年十月一日
- 十三 銀行代理業者名 針木 悦子  
主たる営業所又は事務所の所在地 石川県金  
沢市四十万町北方百十九  
許可年月日 平成十九年十月一日  
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行  
失効年月日 令和七年十月一日
- 十四 銀行代理業者名 谷口 新一  
主たる営業所又は事務所の所在地 福井県越  
前市矢放町第二十一―三十四―一  
許可年月日 平成十九年十月一日  
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行  
失効年月日 令和七年十月一日
- 十五 銀行代理業者名 中條 律子  
主たる営業所又は事務所の所在地 長野県長  
野市徳間一―十七―二十五  
許可年月日 平成十九年十月一日  
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行  
失効年月日 令和七年十月一日
- 十六 銀行代理業者名 岩垂由紀子  
主たる営業所又は事務所の所在地 長野県松  
本市大字島立千八百八十九  
許可年月日 平成十九年十月一日  
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行  
失効年月日 令和七年十月一日
- 十七 銀行代理業者名 青木 恭子  
主たる営業所又は事務所の所在地 長野県須  
坂市大字豊丘六百五―三十八  
許可年月日 平成十九年十月一日  
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行  
失効年月日 令和七年十月一日
- 十八 銀行代理業者名 小林 敏行  
主たる営業所又は事務所の所在地 長野県佐  
久市新子田三百八十六―三  
許可年月日 平成十九年十月一日  
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行  
失効年月日 令和七年十月一日

- 十九 銀行代理業者名 笠井 純子  
主たる営業所又は事務所の所在地 長野県千  
曲市大字戸倉二千百十七―二  
許可年月日 平成十九年十月一日  
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行  
失効年月日 令和七年十月一日
- 二十 銀行代理業者名 橋原 豊子  
主たる営業所又は事務所の所在地 長野県東  
御市加沢千十一―二  
許可年月日 平成十九年十月一日  
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行  
失効年月日 令和七年十月一日
- 二十一 銀行代理業者名 岩瀬 一郎  
主たる営業所又は事務所の所在地 愛知県安  
城市城ヶ入町新井七十一  
許可年月日 平成十九年十月一日  
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行  
失効年月日 令和七年十月一日
- 二十二 銀行代理業者名 中尾 道雄  
主たる営業所又は事務所の所在地 鳥取県鳥  
取市吉成六百三十九―十  
許可年月日 平成十九年十月一日  
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行  
失効年月日 令和七年十月一日
- 二十三 銀行代理業者名 有田 敦子  
主たる営業所又は事務所の所在地 鳥取県鳥  
取市河原町北村二百五  
許可年月日 平成十九年十月一日  
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行  
失効年月日 令和七年十月一日
- 二十四 銀行代理業者名 竹林 和美  
主たる営業所又は事務所の所在地 鳥取県境  
港市三軒屋町四千四百二十三  
許可年月日 平成十九年十月一日  
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行  
失効年月日 令和七年十月一日
- 二十五 銀行代理業者名 西尾くに子  
主たる営業所又は事務所の所在地 島根県出  
雲市東郷町二百六十八―二  
許可年月日 平成十九年十月一日  
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行  
失効年月日 令和七年十月一日
- 二十六 銀行代理業者名 竹橋 裕子  
主たる営業所又は事務所の所在地 徳島県三  
好市東祖谷菅生三百二十二―二  
許可年月日 平成十九年十月一日  
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行  
失効年月日 令和七年十月一日

- 二十七 銀行代理業者名 大谷 和子  
主たる営業所又は事務所の所在地 徳島県三  
好郡東みよし町昼間三千六十九  
許可年月日 平成十九年十月一日  
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行  
失効年月日 令和七年十月一日
- 二十八 銀行代理業者名 梶原 禮子  
主たる営業所又は事務所の所在地 高知県香  
美市香北町猪野々六百十四  
許可年月日 平成十九年十月一日  
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行  
失効年月日 令和七年十月一日
- 二十九 銀行代理業者名 田中 勲司  
主たる営業所又は事務所の所在地 福岡県柳  
川市三橋町柳河千四十七  
許可年月日 平成十九年十月一日  
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行  
失効年月日 令和七年十月一日
- 三十 銀行代理業者名 今永登志夫  
主たる営業所又は事務所の所在地 福岡県宮  
若市山口二千五百六十一―四  
許可年月日 平成十九年十月一日  
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行  
失効年月日 令和七年十月一日
- 三十一 銀行代理業者名 上川千恵美  
主たる営業所又は事務所の所在地 長崎県五  
島市玉之浦町幾久山四百三十一―一  
許可年月日 平成十九年十月一日  
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行  
失効年月日 令和七年十月一日
- 三十二 銀行代理業者名 本村ひろみ  
主たる営業所又は事務所の所在地 長崎県南  
島原市西有家町見岳八百九番地一  
許可年月日 平成十九年十月一日  
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行  
失効年月日 令和七年十月一日
- 三十三 銀行代理業者名 加藤シゲ子  
主たる営業所又は事務所の所在地 鹿児島県  
鹿児島市花尾町百六十八  
許可年月日 平成十九年十月一日  
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行  
失効年月日 令和七年十月一日

- 三十四 銀行代理業者名 伊地知厚仁  
主たる営業所又は事務所の所在地 鹿児島県  
曾於市大隅町境木町三十五  
許可年月日 平成十九年十月一日  
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行  
失効年月日 令和七年十月一日
- 三十五 銀行代理業者名 蔵元 米子  
主たる営業所又は事務所の所在地 鹿児島県  
霧島市国分分下井三千三百四十六―一  
許可年月日 平成十九年十月一日  
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行  
失効年月日 令和七年十月一日
- 三十六 銀行代理業者名 別府 貢  
主たる営業所又は事務所の所在地 鹿児島県  
南九州市穎娃町上別府千五百八十五―二  
許可年月日 平成十九年十月一日  
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行  
失効年月日 令和七年十月一日
- 三十七 銀行代理業者名 宮本 武剛  
主たる営業所又は事務所の所在地 茨城県土  
浦市白鳥町字八町分千九百六―三十  
許可年月日 平成十九年十月一日  
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行  
失効年月日 令和七年十月一日
- 三十八 銀行代理業者名 下青木健司  
主たる営業所又は事務所の所在地 広島県尾  
道市御調町大山田宮ノ前千五百五十七―六  
許可年月日 平成十九年十月一日  
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行  
失効年月日 令和七年十月七日
- 三十九 許可番号 北陸財務局長(銀代)第二十  
一号  
銀行代理業者名 梅田 光世  
主たる営業所又は事務所の所在地 福井県越  
前市安養寺町八十六字上鶴野二十三―一  
許可年月日 平成二十一年九月十四日  
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行  
失効年月日 令和七年十月二十五日
- 四十 許可番号 北海道財務局長(銀代)第二十  
八号  
銀行代理業者名 白田壽美江  
主たる営業所又は事務所の所在地 北海道標  
津郡中標津町字武佐十六線八十五  
許可年月日 平成二十二年五月六日  
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行  
失効年月日 令和七年十月三十一日

四十一 銀行代理業者名 生駒 明子  
主たる営業所又は事務所の所在地 和歌山県和歌山市木ノ本五百五十七ー六  
許可年月日 平成十九年十月一日  
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行  
失効年月日 令和七年十一月一日  
四十二 許可番号 福岡財務支局長(銀代) 第八十号  
銀行代理業者名 澁田 和葉  
主たる営業所又は事務所の所在地 福岡県筑後市大字馬間田千七百五十一ー一  
許可年月日 平成二十六年七月二十八日  
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行  
失効年月日 令和七年十一月一日  
四十三 銀行代理業者名 川口美都子  
主たる営業所又は事務所の所在地 北海道網走郡津別町活汲二百九十六ー二  
許可年月日 平成十九年十月一日  
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行  
失効年月日 令和七年十一月四日  
四十四 銀行代理業者名 小林佐千子  
主たる営業所又は事務所の所在地 長野県長野市大字稲葉二千七百六十四ー一  
許可年月日 平成十九年十月一日  
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行  
失効年月日 令和七年十一月四日  
四十五 許可番号 関東財務局長(銀代) 第二百十五号  
銀行代理業者名 齊藤 浩昭  
主たる営業所又は事務所の所在地 長野県諏訪郡下諏訪町社六千六百十八番地五  
許可年月日 平成二十五年六月二十日  
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行  
失効年月日 令和七年十一月四日  
四十六 許可番号 近畿財務局長(銀代) 第五十七号  
銀行代理業者名 赤根 朋代  
主たる営業所又は事務所の所在地 兵庫県南あわじ市神代地頭方千五百三十八ー一  
許可年月日 平成二十二年十一月三十日  
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行  
失効年月日 令和七年十一月四日  
四十七 銀行代理業者名 松尾 勝藏  
主たる営業所又は事務所の所在地 長崎県諫早市多良見町木床千五百五十九  
許可年月日 平成十九年十月一日  
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行  
失効年月日 令和七年十一月四日

四十八 許可番号 九州財務局長(銀代) 第二百三十九号  
銀行代理業者名 中嶋芳奈美  
主たる営業所又は事務所の所在地 熊本県玉名郡和水町焼米三百五十九ー四  
許可年月日 平成二十七年六月十六日  
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行  
失効年月日 令和七年十一月四日  
四十九 銀行代理業者名 高原 礼子  
主たる営業所又は事務所の所在地 大分県佐伯市大字稲垣四百四十九  
許可年月日 平成十九年十月一日  
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行  
失効年月日 令和七年十一月四日  
五十 許可番号 九州財務局長(銀代) 第五十七号  
銀行代理業者名 渡辺エイ子  
主たる営業所又は事務所の所在地 鹿児島県大島郡瀬戸内町大字嘉鉄百八ー三  
許可年月日 平成二十年十月十五日  
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行  
失効年月日 令和七年十一月四日  
五十一 許可番号 沖縄総合事務局(銀代) 第九号  
銀行代理業者名 宮城 光  
主たる営業所又は事務所の所在地 沖縄県うるま市川崎九十九ー一みねアパート百一  
許可年月日 平成二十六年二月十九日  
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行  
失効年月日 令和七年十一月四日  
五十二 許可番号 関東財務局長(銀代) 第八十六号  
銀行代理業者名 古田 欣司  
主たる営業所又は事務所の所在地 栃木県那須塩原市鍋掛千八百九一四十三  
許可年月日 平成二十一年十一月二十六日  
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行  
失効年月日 令和七年十一月二十二日  
五十三 銀行代理業者名 佐々木文子  
主たる営業所又は事務所の所在地 青森県つがる市稲垣町千九百百八ー一  
許可年月日 平成十九年十月一日  
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行  
失効年月日 令和七年十一月二十九日

五十四 許可番号 関東財務局長(銀代) 第一百零九号  
銀行代理業者名 鶴野 一浩  
主たる営業所又は事務所の所在地 栃木県鹿沼市北半田八百八十一ー十三  
許可年月日 平成二十二年六月二日  
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行  
失効年月日 令和七年十一月二十九日  
五十五 許可番号 関東財務局長(銀代) 第一百八号  
銀行代理業者名 山野 文男  
主たる営業所又は事務所の所在地 群馬県吾妻郡東吾妻町大字須賀尾千二百八十一ー一  
許可年月日 平成二十二年四月二十九日  
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行  
失効年月日 令和七年十一月二十九日  
五十六 許可番号 関東財務局長(銀代) 第三百四十九号  
銀行代理業者名 中嶋奈保子  
主たる営業所又は事務所の所在地 新潟県妙高市大字田切九百四十八番地  
許可年月日 平成三十一年一月十七日  
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行  
失効年月日 令和七年十一月二十九日  
五十七 銀行代理業者名 天埜 裕子  
主たる営業所又は事務所の所在地 愛知県田原市若見町権亟地九十七ー一  
許可年月日 平成十九年十月一日  
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行  
失効年月日 令和七年十一月二十九日  
五十八 許可番号 四国財務局長(銀代) 第六号  
銀行代理業者名 小林 満  
主たる営業所又は事務所の所在地 愛媛県松山市津和地五百五十七  
許可年月日 平成二十年六月二十七日  
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行  
失効年月日 令和七年十一月二十九日  
五十九 銀行代理業者名 片岡由美子  
主たる営業所又は事務所の所在地 高知県吾川郡仁淀川町寺村千六百九十二  
許可年月日 平成十九年十月一日  
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行  
失効年月日 令和七年十一月二十九日

六十 銀行代理業者名 中浦 徹  
主たる営業所又は事務所の所在地 大分県大分市大字宮内字浄土寺三千七百六十九ー二百九十五  
許可年月日 平成十九年十月一日  
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行  
失効年月日 令和七年十一月二十九日  
六十一 許可番号 関東財務局長(銀代) 第四百七十九号  
銀行代理業者名 株式会社ライブドア  
主たる営業所又は事務所の所在地 東京都港区東新橋一ー九一ー一  
許可年月日 令和六年二月二十一日  
所属銀行の商号 住信SBIネット銀行株式会社  
失効年月日 令和七年十一月三十日  
六十二 銀行代理業者名 館上 敏一  
主たる営業所又は事務所の所在地 千葉県市原市宿百七十四ー十二  
許可年月日 平成十九年十月一日  
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行  
失効年月日 令和七年十二月一日  
六十三 許可番号 関東財務局長(銀代) 第五十六号  
銀行代理業者名 松倉 葉子  
主たる営業所又は事務所の所在地 長野県長野市西三才二千三百三十三番地一  
許可年月日 平成二十一年三月二十六日  
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行  
失効年月日 令和七年十二月一日  
六十四 許可番号 東海財務局長(銀代) 第七十五号  
銀行代理業者名 森島 昇  
主たる営業所又は事務所の所在地 静岡県静岡市清水区梅ヶ谷二百四十五番地一  
許可年月日 平成二十三年五月十日  
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行  
失効年月日 令和七年十二月一日  
六十五 許可番号 関東財務局長(銀代) 第二百一十五号  
銀行代理業者名 山口 良一  
主たる営業所又は事務所の所在地 茨城県かすみがうら市加茂百八十七  
許可年月日 平成二十二年九月十五日  
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行  
失効年月日 令和七年十二月十日

六十六 銀行代理業者名 谷口 洋美
主たる営業所又は事務所の所在地 山口県美
祢市大嶺町奥分八百八十二番地の一
許可年月日 平成十九年十月一日
所属銀行の商号 株式会社ゆうちよ銀行
失効年月日 令和七年十二月十三日
六十七 許可番号 四国財務局長(銀代) 第六十
三号

銀行代理業者名 川西 幸代
主たる営業所又は事務所の所在地 徳島県三
好市池田町大利大西七番五
許可年月日 平成二十五年二月二十二日
所属銀行の商号 株式会社ゆうちよ銀行
失効年月日 令和七年十二月二十日
六十八 銀行代理業者名 長谷川加代子
主たる営業所又は事務所の所在地 高知県安
芸郡芸西村西分甲二千七百二十八一
許可年月日 平成十九年十月一日
所属銀行の商号 株式会社ゆうちよ銀行
失効年月日 令和七年十二月二十日
六十九 許可番号 東北財務局長(銀代) 第二百
二十六号

銀行代理業者名 湊 志津子
主たる営業所又は事務所の所在地 秋田県瀧
上市天王大崎字上沖中谷地三十一番地
許可年月日 平成二十八年五月十一日
所属銀行の商号 株式会社ゆうちよ銀行
失効年月日 令和七年十二月二十一日
七十 銀行代理業者名 中村 利子
主たる営業所又は事務所の所在地 石川県金
沢市南新保町リ三一
許可年月日 平成十九年十月一日
所属銀行の商号 株式会社ゆうちよ銀行
失効年月日 令和七年十二月二十六日

七十一 銀行代理業者名 鈴木 順子
主たる営業所又は事務所の所在地 青森県上
北郡野辺地町字上小中野三十九一十五
許可年月日 平成十九年十月一日
所属銀行の商号 株式会社ゆうちよ銀行
失効年月日 令和七年十二月二十七日
七十二 許可番号 関東財務局長(銀代) 第二百
四十号

銀行代理業者名 北川 浩子
主たる営業所又は事務所の所在地 神奈川県
横浜市金沢区富岡西一丁目三十四番三十四
号
許可年月日 平成二十五年十二月二十五日
所属銀行の商号 株式会社ゆうちよ銀行
失効年月日 令和七年十二月三十日
七十三 銀行代理業者名 中村真理子
主たる営業所又は事務所の所在地 鳥取県鳥
取市吉成三一二一
許可年月日 平成十九年十月一日
所属銀行の商号 株式会社ゆうちよ銀行
失効年月日 令和七年十二月三十日
七十四 銀行代理業者名 山本 伸子
主たる営業所又は事務所の所在地 広島県廿
日市市上平良百十番地九フオーブル谷峰百
一
許可年月日 平成十九年十月一日
所属銀行の商号 株式会社ゆうちよ銀行
失効年月日 令和七年十二月三十日
七十五 銀行代理業者名 加藤 泰子
主たる営業所又は事務所の所在地 北海道足
寄郡足寄町南六条一一三
許可年月日 平成十九年十月一日
所属銀行の商号 株式会社ゆうちよ銀行
失効年月日 令和七年十二月三十一日

デジタル庁
省告示第三号
電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第九條第一項の規定に基づき、次
の特定認証業務に関し、令和八年三月五日付けで業務の実施の方法の変更を認定したので、同条第三
項において準用する同法第四條第三項の規定に基づき公示する。
令和八年三月二十五日
内閣総理大臣 高市 早苗
法務大臣 平口 洋

- 1 認定認証業務の名称 e-Probatio PSAカービス
2 認定認証業務を行う者の名称 NTTビジネスソリューションズ株式会社
3 認定認証業務を行う者の住所 大阪府大阪市都島区東野田町四丁目15番82号

七十六 銀行代理業者名 鈴木 順子
主たる営業所又は事務所の所在地 青森県上
北郡野辺地町字上小中野三十九一十五
許可年月日 平成十九年十月一日
所属銀行の商号 株式会社ゆうちよ銀行
失効年月日 令和七年十二月二十七日
七十二 許可番号 関東財務局長(銀代) 第二百
四十号

銀行代理業者名 北川 浩子
主たる営業所又は事務所の所在地 神奈川県
横浜市金沢区富岡西一丁目三十四番三十四
号
許可年月日 平成二十五年十二月二十五日
所属銀行の商号 株式会社ゆうちよ銀行
失効年月日 令和七年十二月三十日
七十三 銀行代理業者名 中村真理子
主たる営業所又は事務所の所在地 鳥取県鳥
取市吉成三一二一
許可年月日 平成十九年十月一日
所属銀行の商号 株式会社ゆうちよ銀行
失効年月日 令和七年十二月三十日
七十四 銀行代理業者名 山本 伸子
主たる営業所又は事務所の所在地 広島県廿
日市市上平良百十番地九フオーブル谷峰百
一
許可年月日 平成十九年十月一日
所属銀行の商号 株式会社ゆうちよ銀行
失効年月日 令和七年十二月三十日
七十五 銀行代理業者名 加藤 泰子
主たる営業所又は事務所の所在地 北海道足
寄郡足寄町南六条一一三
許可年月日 平成十九年十月一日
所属銀行の商号 株式会社ゆうちよ銀行
失効年月日 令和七年十二月三十一日

七十六 銀行代理業者名 鈴木 順子
主たる営業所又は事務所の所在地 青森県上
北郡野辺地町字上小中野三十九一十五
許可年月日 平成十九年十月一日
所属銀行の商号 株式会社ゆうちよ銀行
失効年月日 令和七年十二月二十七日
七十二 許可番号 関東財務局長(銀代) 第二百
四十号

銀行代理業者名 北川 浩子
主たる営業所又は事務所の所在地 神奈川県
横浜市金沢区富岡西一丁目三十四番三十四
号
許可年月日 平成二十五年十二月二十五日
所属銀行の商号 株式会社ゆうちよ銀行
失効年月日 令和七年十二月三十日
七十三 銀行代理業者名 中村真理子
主たる営業所又は事務所の所在地 鳥取県鳥
取市吉成三一二一
許可年月日 平成十九年十月一日
所属銀行の商号 株式会社ゆうちよ銀行
失効年月日 令和七年十二月三十日
七十四 銀行代理業者名 山本 伸子
主たる営業所又は事務所の所在地 広島県廿
日市市上平良百十番地九フオーブル谷峰百
一
許可年月日 平成十九年十月一日
所属銀行の商号 株式会社ゆうちよ銀行
失効年月日 令和七年十二月三十日
七十五 銀行代理業者名 加藤 泰子
主たる営業所又は事務所の所在地 北海道足
寄郡足寄町南六条一一三
許可年月日 平成十九年十月一日
所属銀行の商号 株式会社ゆうちよ銀行
失効年月日 令和七年十二月三十一日

七十六 銀行代理業者名 鈴木 順子
主たる営業所又は事務所の所在地 青森県上
北郡野辺地町字上小中野三十九一十五
許可年月日 平成十九年十月一日
所属銀行の商号 株式会社ゆうちよ銀行
失効年月日 令和七年十二月二十七日
七十二 許可番号 関東財務局長(銀代) 第二百
四十号

銀行代理業者名 北川 浩子
主たる営業所又は事務所の所在地 神奈川県
横浜市金沢区富岡西一丁目三十四番三十四
号
許可年月日 平成二十五年十二月二十五日
所属銀行の商号 株式会社ゆうちよ銀行
失効年月日 令和七年十二月三十日
七十三 銀行代理業者名 中村真理子
主たる営業所又は事務所の所在地 鳥取県鳥
取市吉成三一二一
許可年月日 平成十九年十月一日
所属銀行の商号 株式会社ゆうちよ銀行
失効年月日 令和七年十二月三十日
七十四 銀行代理業者名 山本 伸子
主たる営業所又は事務所の所在地 広島県廿
日市市上平良百十番地九フオーブル谷峰百
一
許可年月日 平成十九年十月一日
所属銀行の商号 株式会社ゆうちよ銀行
失効年月日 令和七年十二月三十日
七十五 銀行代理業者名 加藤 泰子
主たる営業所又は事務所の所在地 北海道足
寄郡足寄町南六条一一三
許可年月日 平成十九年十月一日
所属銀行の商号 株式会社ゆうちよ銀行
失効年月日 令和七年十二月三十一日

- 1 認定認証業務の名称 e-Probatio PSAカービス
2 認定認証業務を行う者の名称 NTTビジネスソリューションズ株式会社
3 認定認証業務を行う者の住所 大阪府大阪市都島区東野田町四丁目15番82号

○総務省告示第九十四号

電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第三十八條の二十四第三項において準用する同法第三十
八條の十六第一項の規定に基づき、次の登録証明機関から業務の休止の届出があったので、同法第三
十八條の二十四第三項において準用する同法第三十八條の十六第三項の規定に基づき告示する。
令和八年三月二十五日
総務大臣 林 芳正

- 一 登録証明機関の名称及び住所
株式会社コスモス・コーポレーション
三重県松阪市桂瀬町七一八番地一
休止する事業の区分
二 電波法第三十八條の二の二第二項第二号及び第三号に掲げる事業
三 技術基準適合証明の業務及び工事設計認証の業務を休止する事務所の所在地
三重県松阪市桂瀬町七一八番地一
三重県度会郡度会町大野木三五七一番地二
四 技術基準適合証明の業務及び工事設計認証の業務を休止する期間
令和六年九月三十日から令和八年九月三十日まで

○文化庁告示第十一号
著作権法の一部を改正する法律(令和五年法律第三十三号)附則第三條第四項の規定に基づき、同
法による改正後の著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第百四條の二十三第一項の規定の例によ
り、令和八年二月二十七日に補償金管理業務規程を認可したので、同条第三項の規定の例により告示
する。
令和八年三月二十五日
文化庁長官 都倉 俊一

○農林水産省告示第四百二十七号
種苗法(平成十年法律第八十三号)第五條第一項の規定に基づく品種登録出願及び同法第二十一條
の二第一項の規定に基づく届出を受理したので、同法第十三條第一項及び第二十一條の二第三項の規
定に基づき次のとおり公示する。
令和八年三月二十五日
農林水産大臣 鈴木 憲和

一 品種登録出願の番号及び年月日、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の属する農
林水産植物の種類並びに出願品種の名称

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び年月日
Allium cepa L.	TMC-1	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構茨城県つくば市観音台三丁目1番地1	第38310号 令和7年12月5日
Clematis L.	風和里	有限会社はなせきぐち群馬県前橋市北代田町497番地	第38188号 令和7年9月22日
Dahlia Cav.	Dodahypaco	Dummen Group B.V. Oudecampweg 35C, 2678NN De Lier, The Netherlands	第38331号 令和7年12月23日
Gentiana L.	栃木5号	栃木県 栃木県宇都宮市堀田1丁目1番20号	第38311号 令和7年12月8日
"	いわてEB-5号	岩手県 岩手県盛岡市内丸10番1号	第38323号 令和7年12月17日

Lactuca sativa L.	MULTIRED 187	Nunhems B.V. Napoleonsweg 152, 6083 AB Nunhem, The Netherlands	第38142号 令和7年8月14日
Oryza sativa L.	なつひめ	新潟県 新潟県新潟市中央区新光町4番地1	第38298号 令和7年11月21日
Phlox paniculata L.	Kolmatende	Kolster Holding B.V. Rijneveld 122A, 2771XR Boskoop, The Netherlands	第38289号 令和7年11月12日
Rosa L.	ワンダーナイン	早野公春 埼玉県本庄市寿3-5-36	第38312号 令和7年12月8日
Sedum dasyphyllum L.	NH02	朝妻俊明 山梨県北杜市大泉町谷戸2353	第38290号 令和7年11月13日
Solanum tuberosum L.	CP22	カルビーポテト株式会社 北海道帯広市別府町零号31番地4	第38325号 令和7年12月18日
Vaccinium L.	ぐんまB-4号	群馬県 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号	第38314号 令和7年12月8日
Vitis L.	ARD44	GRAPA GLOBAL LLC 11220 Edison Highway, Bakersfield, California, 93307, USA	第38292号 令和7年11月13日
"	ARD45	"	第38293号 令和7年11月13日
"	ARD46	"	第38294号 令和7年11月13日

II 品種登録出願の番号及び年月日、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の属する農林水産植物の種類、出願品種の名称、指定国並びに輸出する行為を制限する旨

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び年月日	指定国	輸出する行為を制限する旨
Allium cepa L.	TMC-1	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目1番地1	第38310号 令和7年12月5日	なし	登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国以外の国であって指定国以外の国に対し種苗を輸出する

					行為及び当該国に對し最終の消費を以て收穫物として輸出する行為を制限する。
Gentiana L.	とちぎ 栃木r5号	栃木県 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号	第38311号 令和7年12月8日	"	"
"	いわてEB-5号	岩手県 岩手県盛岡市内丸10番1号	第38323号 令和7年12月17日	"	"
Lactuca sativa L.	MULTIRED 187	Nunhems B.V. Napoleonsweg 152, 6083 AB Nunhem, The Netherlands	第38142号 令和7年8月14日	"	"
Oryza sativa L.	なつひめ	新潟県 新潟県新潟市中央区新光町4番地1	第38298号 令和7年11月21日	"	"
Solanum tuberosum L.	CP22	カルビーポテト株式会社 北海道帯広市別府町零号31番地4	第38325号 令和7年12月18日	"	"
Vaccinium L.	ぐんまB-4号	群馬県 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号	第38314号 令和7年12月8日	"	"

III 品種登録出願の番号及び年月日、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の属する農林水産植物の種類、出願品種の名称、指定地域並びに生産する行為を制限する旨

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び年月日	指定地域	生産する行為を制限する旨
Gentiana L.	とちぎ 栃木r5号	栃木県 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号	第38311号 令和7年12月8日	栃木県	指定地域以外の地域において種苗を用いることにより得られる收穫物を生産する行為を制限する。

”	いわてEB-5号	岩手県 岩手県盛岡市内丸 10番1号	第38823号 令和7年12月 17日	岩手県	”
Oryza sativa L.	なつこめ	新潟県 新潟県新潟市中央 区新光町4番地1号	第38298号 令和7年11月 21日	新潟県	”
Vaccinium L.	ぐんまB-4号	群馬県 群馬県前橋市大手 町一丁目1番1号	第38314号 令和7年12月 8日	群馬県	”

○防衛省告示第七十五号  
海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。  
令和八年三月二十五日  
防衛大臣 小泉進次郎

期間 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間、〇七〇〇から一八〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。

区域 北陸前沖海面の次の(ア)から(イ)までの四点を順次連結する線及び(ア)の点と(イ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一二、〇〇〇メートルまでの間

- (ア) 北緯三八度五十一分一秒  
東経一四二度二分四七秒
- (イ) 北緯三八度四四分一秒  
東経一四二度二分四七秒
- (ウ) 北緯三八度二分一分一秒  
東経一四二度二分四七秒
- (エ) 北緯三八度二分一分一秒  
東経一四二度二分四七秒

実施機 航空機  
その他 一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。  
二 前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。  
○防衛省告示第七十六号  
海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。  
令和八年三月二十五日  
防衛大臣 小泉進次郎

”	”	岩手県 岩手県盛岡市内丸 17日	第38823号 令和7年12月 17日	岩手県	”
”	”	新潟県 新潟県新潟市中央 区新光町4番地1号	第38298号 令和7年11月 21日	新潟県	”
”	”	群馬県 群馬県前橋市大手 町一丁目1番1号	第38314号 令和7年12月 8日	群馬県	”

期間 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間、〇七〇〇から一九〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。

区域 足摺岬沖海面の次の(ア)から(イ)までの五点を順次連結する線及び(ア)の点と(イ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度無制限までの間

- (ア) 北緯三二度〇三分一秒  
東経一三二度三七分一秒
- (イ) 北緯三二度三七分一秒  
東経一三二度三七分一秒
- (ウ) 北緯三二度三七分一秒  
東経一三二度三七分一秒
- (エ) 北緯三二度三七分一秒  
東経一三二度三七分一秒
- (オ) 北緯三二度三七分一秒  
東経一三二度三七分一秒

実施機 航空機  
その他 一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。  
二 前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。  
○防衛省告示第七十七号  
海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。  
令和八年三月二十五日  
防衛大臣 小泉進次郎

区域 遠州灘の次の(ア)から(イ)までの五点を順次連結する線及び(ア)の点と(イ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、〇〇〇メートルまでの間

- (ア) 北緯三四度一分三二秒  
東経一三七度〇五分一秒
- (イ) 北緯三四度一分三二秒  
東経一三七度〇五分一秒
- (ウ) 北緯三四度一分三二秒  
東経一三七度〇五分一秒
- (エ) 北緯三四度一分三二秒  
東経一三七度〇五分一秒
- (オ) 北緯三四度一分三二秒  
東経一三七度〇五分一秒

実施機 航空機  
その他 一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。  
二 前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。  
○防衛省告示第七十八号  
海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。  
令和八年三月二十五日  
防衛大臣 小泉進次郎

期間 令和八年四月一日から同年五月三十一日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。

区域 日向灘東方海面及び足摺岬沖海面の次の(ア)から(イ)までの十点を順次結んだ線及び(ア)の点と(イ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七二メートルまでの間

- (ア) 北緯三二度〇四分一秒  
東経一三二度三七分一秒
- (イ) 北緯三二度〇四分一秒  
東経一三二度三七分一秒
- (ウ) 北緯三二度〇四分一秒  
東経一三二度三七分一秒
- (エ) 北緯三二度〇四分一秒  
東経一三二度三七分一秒
- (オ) 北緯三二度〇四分一秒  
東経一三二度三七分一秒

実施機 航空機  
その他 一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。  
二 前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。  
○防衛省告示第七十九号  
海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。  
令和八年三月二十五日  
防衛大臣 小泉進次郎

期間 令和八年四月一日から同年五月三十一日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。

区域 五島列島南方海面の次の(ア)から(イ)までの四点を順次結んだ線及び(ア)の点と(イ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七二メートルまでの間

- (ア) 北緯三二度〇一分一秒  
東経一三二度三七分一秒
- (イ) 北緯三二度〇一分一秒  
東経一三二度三七分一秒
- (ウ) 北緯三二度〇一分一秒  
東経一三二度三七分一秒
- (エ) 北緯三二度〇一分一秒  
東経一三二度三七分一秒

実施機 航空機  
その他 一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。  
二 前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第八十号  
海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。  
令和八年三月二十五日  
防衛大臣 小泉進次郎

期間 令和八年四月一日から同年五月三十一日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。  
ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。  
北九州沖海面の次の(ア)から(エ)までの四点を順次結んだ線及び(イ)の点と(エ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七二メートルまでの間

- 実施機 航空機  
その他 一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。  
二 前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。
- (ア) 北緯三四度五十一分一秒  
東経一三〇度三十分六秒
  - (イ) 北緯三四度四十三分一秒  
東経一三〇度五十二分一秒
  - (ウ) 北緯三四度〇八分五二秒  
東経一三〇度二九分〇一秒
  - (エ) 北緯三四度一六分五七秒  
東経一三〇度一十二分三七秒

○防衛省告示第八十一号  
海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。  
令和八年三月二十五日  
防衛大臣 小泉進次郎

期間 令和八年四月一日から同年五月三十一日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。  
ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。  
沖縄島北方海面の次の(ア)から(ウ)までの三点を順次結んだ線、(ウ)と(エ)を北緯二六度二二分一四秒、東経一二七度四七分五三秒の点を中心とする半径一二〇海里の時

計回りの弧で結んだ線、(エ)と(オ)を結んだ線及び(オ)と(ア)を前記中心点を中心とする半径七二海里の反時計回りの弧で結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度三〇四メートルまでの間

- (ア) 北緯二七度〇五分二六秒  
東経一二六度四二分五九秒
- (イ) 北緯二七度〇四分四五秒  
東経一二六度三九分〇五秒
- (ウ) 北緯二七度三〇分一四秒  
東経一二五度五十六分五三秒
- (エ) 北緯二八度一七分一四秒  
東経一二七度〇七分五三秒
- (オ) 北緯二七度三二分〇二秒  
東経一二七度二五分三五秒

○防衛省告示第八十二号  
海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。  
令和八年三月二十五日  
防衛大臣 小泉進次郎

期間 令和八年四月一日から同年五月三十一日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。  
ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。  
沖縄島南方海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(イ)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度三〇四メートルまでの間

- (ア) 北緯二五度一四一分一五秒  
東経一二七度三四分五三秒
- (イ) 北緯二四度一六分四五秒  
東経一二七度三四分五三秒
- (ウ) 北緯二四度一六分四五秒  
東経一二八度三九分五三秒
- (エ) 北緯二五度〇四分四五秒  
東経一二八度三九分五三秒
- (オ) 北緯二五度一四一分一五秒  
東経一二八度二九分五三秒

実施機 航空機  
その他 一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。  
二 前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第八十三号  
海上における射撃訓練を次のとおり実施する。  
令和八年三月二十五日  
防衛大臣 小泉進次郎

日 令和八年四月一日から同年五月三十一日までの間、〇八〇〇から一八〇〇まで  
区域 硫黄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線並びに(イ)及び(エ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度三〇、四八〇メートル以下までの間

- (ア) 北緯二八度一五分一五秒  
東経一二四度二九分四七秒
- (イ) 北緯二七度二七分四七秒  
東経一二四度二七分四七秒
- (ウ) 北緯二五度〇一分一六秒  
東経一二四度三五分四八秒
- (エ) 北緯二七度五五分一五秒  
東経一二四度五七分四八秒

○防衛省告示第八十四号  
海上における射撃訓練を次のとおり実施する。  
令和八年三月二十五日  
防衛大臣 小泉進次郎

日時 令和八年三月三十日及び同月三十一日（予備、同年四月一日）の毎日〇七〇〇から一七〇〇まで

測地系の数値である。

三 前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

区域 野島崎南方の次の(ア)から(マ)までの七地点を順次結んだ線並びに(イ)及び(マ)の二地点の上空で海面から高度三、〇四八メートル以下までの間

- (ア) 北緯三四度三十分一五秒  
東経一四〇度一六分四八秒
- (イ) 北緯三四度一八分二三秒  
東経一四〇度三十分〇六秒
- (ウ) 北緯三四度〇八分一八秒  
東経一四〇度四六分五一秒
- (エ) 北緯三四度〇一分五九秒  
東経一四〇度五七分〇一秒
- (オ) 北緯三三度五七分〇七秒  
東経一四一度〇五分一四秒
- (カ) 北緯三四度三十分二九秒  
東経一四〇度二五分四七秒
- (キ) 北緯三四度三一分一五秒  
東経一四〇度七分四八秒

○防衛省告示第八十五号  
海上における射撃訓練を次のとおり実施する。  
令和八年三月二十五日  
防衛大臣 小泉進次郎

日時 令和八年三月三十日及び同月三十一日（予備、同年四月一日）の毎日〇七〇〇から一七〇〇まで

八丈島南東方の北緯三二度一四一分一四秒、東経一四四度二六分四八秒の地点を中心とする半径二十五海里の円内の海面及びその上空で海面から高度三、〇四八メートル以下までの間

自衛艦十隻

一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。  
二 実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。  
三 前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

区域 八丈島南東方の北緯三二度一四一分一四秒、東経一四四度二六分四八秒の地点を中心とする半径二十五海里の円内の海面及びその上空で海面から高度三、〇四八メートル以下までの間

自衛艦十隻

一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。  
二 実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。  
三 前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第八十六号

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和四十九年法律第百一十号)第四條、第五條第一項及び第六條第一項の規定に基づき、厚木飛行場に係る第一種区域及び第二種区域を次のとおり指定し、並びに同飛行場に係る第一種区域、第二種区域(同法附則第四項の規定により第二種区域とみなされた区域を含む。第三号において同じ。)

一 第一種区域として指定する区域
イ 次に示す区域
大和市南林間一丁目、南林間四丁目、西鶴間一丁目、西鶴間五丁目、西鶴間六丁目、西鶴間四丁目、西鶴間五丁目、西鶴間六丁目、西下草柳、桜森一丁目、上草柳一丁目、上草柳二丁目、上草柳三丁目、上草柳四丁目、上草柳五丁目、上草柳六丁目、上草柳七丁目、上草柳八丁目、上草柳九丁目、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、中央四丁目、中央五丁目、中央六丁目、草柳一丁目、草柳二丁目、草柳三丁目、柳橋三丁目、柳橋四丁目、柳橋五丁目、福田一丁目、福田二丁目、福田五丁目、福田六丁目、福田七丁目、福田八丁目、代官一丁目、代官二丁目、代官三丁目及び代官四丁目

綾瀬市上土棚中一丁目、上土棚中二丁目、上土棚中三丁目、上土棚北一丁目、上土棚北二丁目、上土棚北三丁目、上土棚北四丁目、上土棚北五丁目、深谷中九丁目、深谷南四丁目、深谷南五丁目、本蓼川、蓼川一丁目、蓼川二丁目及び蓼川三丁目
ロ 次に示す区域のうち南関東防衛局及び座間防衛事務所において縦覧に供する図面に厚木飛行場に係る第一種区域として示す部分
藤沢市長後
大和市南林間二丁目、南林間五丁目、南林間六丁目、林間一丁目、林間二丁目、鶴間一丁目、鶴間二丁目、西鶴間八丁目、上草柳、

桜森二丁目、桜森三丁目、深見西三丁目、深見西五丁目、深見西七丁目、中央七丁目、柳橋一丁目、柳橋二丁目、福田四丁目、福田、渋谷三丁目及び渋谷四丁目
綾瀬市上土棚中四丁目、上土棚中五丁目、上土棚中六丁目、上土棚中七丁目、上土棚南一丁目、上土棚南二丁目、深谷中七丁目、深谷中八丁目、深谷南三丁目、深谷上八丁目、落合南四丁目、落合南九丁目、大上七丁目、大上九丁目及び蓼川
二 第二種区域として指定する区域
次に示す区域のうち南関東防衛局及び座間防衛事務所において縦覧に供する図面に厚木飛行場に係る第二種区域として示す部分
大和市柳橋五丁目
三 第一種区域、第二種区域及び第三種区域の指定を解除する区域
昭和五十四年防衛施設庁告示第十八号(厚木飛行場に係る第一種区域を指定した件)、昭和五十六年防衛施設庁告示第十九号(厚木飛行場に係る第一種区域及び第二種区域を指定した件)、昭和五十九年防衛施設庁告示第九号(厚木飛行場に係る第一種区域、第二種区域及び第三種区域を指定した件)、昭和六十一年防衛施設庁告示第九号(厚木飛行場に係る第一種区域を指定した件)及び平成十八年防衛施設庁告示第一号(厚木飛行場に係る第一種区域、第二種区域及び第三種区域を指定した件)において第一種区域、第二種区域及び第三種区域として指定した旨を告示した区域
備考 右に掲げる区域は、令和八年三月二十五日における行政区画によつて表示されたものとする。

参議院

議案付託

三月二十三日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。
地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第四号)
地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第五号)
総務委員会に付託
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一〇号)
外交防衛委員会に付託
財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一号)
東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第二号)
所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第三号)
財政金融委員会に付託
高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第八号)
文教科学委員会に付託
農業構造転換の推進に必要な施策の集中的な実施の財源に充てるための日本中央競馬会の国庫納付金の納付に関する臨時措置法案(閣法第一号)
日本中央競馬会法の一部を改正する法律案(閣法第二号)
農林水産委員会に付託

国会事項

衆議院

質問書転送

三月二十三日次の質問主意書を内閣に転送した。
在日米軍基地従業員の給与支払日に関する質問主意書

また、同日本院は、国家公安委員会委員に佐古和恵を任命することに同意した旨内閣に通知した。

また、同日本院は、サイバー通信情報監理委員会委員長に近藤宏子を、同委員に新井悠、田邊國昭、上沼紫野及び福田健介を任命することに同意した旨内閣に通知した。

また、同日本院は、情報公開・個人情報保護審査会委員に市木政昭、石川千晶及び大江裕幸を任命することに同意した旨内閣に通知した。

また、同日本院は、日本銀行政策委員会審議委員に佐藤綾野及び浅田統一郎を任命することに同意した旨内閣に通知した。

また、同日本院は、労働保険審査会委員に飯島淳子及び永野仁美を任命することに同意した旨内閣に通知した。

また、同日本院は、中央社会保険医療協議会公益委員に菅原琢磨及び井深陽子を任命することに同意した旨内閣に通知した。

また、同日本院は、社会保険審査会委員長に高橋譲を、同委員に鈴木ひろみを任命することに同意した旨内閣に通知した。

また、同日本院は、運輸審議会委員に二村真理子を任命することに同意した旨内閣に通知した。

また、同日本院は、公害健康被害補償不服審査会委員に山下直美を任命することに同意した旨内閣に通知した。

人事異動

内閣

○内閣総理大臣海外出張
内閣総理大臣高市早苗はアメリカ合衆国へ出張のち三月二十一日帰朝した。

○外務大臣臨時代理解職
林 芳正
外務大臣茂木敏充帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に外務大臣の職務を行う國務大臣としての指定を解く

○経済産業大臣臨時代理解職
城内 実
経済産業大臣赤澤亮正帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に経済産業大臣の職務を行う國務大臣としての指定を解く

同
内閣府特命担当大臣赤澤亮正帰朝につき内閣府特命担当大臣(原子力損害賠償・廃炉等支援機構)事務代理を免ずる(以上三月二十一日)

(名古屋高等裁判所判事・名古屋簡易裁判所判事) 判事兼簡易裁判所判事 金谷 和彦  
 願に依り本官並びに兼官を免ずる(三月二十二日)

**公正取引委員会**

(経済取引局総務課企画室長) 寺西 直子  
 内閣府事務官 官房付に配置換する(三月二十三日)  
**厚生労働省**

社会保険審査委員会長に任命する 高橋 謙  
 菅原 琢磨  
 中央社会保険医療協議会公益委員に任命する 永野 仁美  
 労働保険審査会委員に任命する(以上三月二十四日)

**最高裁判所**

水戸家庭裁判所判事・水戸簡易裁判所判事 前田 巖  
 東京高等裁判所判事に補する 部の事務を総括する者に指名する  
 東京簡易裁判所判事に補する 名古屋高等裁判所判事・名古屋簡易裁判所判事 松田 俊哉  
 水戸家庭裁判所判事に補する 水戸簡易裁判所判事に補する  
 富山地方裁判所判事兼富山家庭裁判所判事・富山簡易裁判所判事 中山 大行  
 名古屋高等裁判所判事に補する 部の事務を総括する者に指名する  
 名古屋簡易裁判所判事に補する 横濱地方裁判所判事・横濱簡易裁判所判事 高取真理子  
 富山地方裁判所判事に補する 富山地方裁判所長を命ずる  
 兼ねて富山家庭裁判所判事に補する  
 富山家庭裁判所判事を命ずる  
 富山簡易裁判所判事に補する  
 富山簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する

東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事 田中 孝一  
 横濱地方裁判所判事に補する 部の事務を総括する者に指名する  
 横濱簡易裁判所判事に補する 福岡高等裁判所判事・宮崎簡易裁判所判事 平島 正道  
 福岡高等裁判所宮崎支部勤務を免ずる 部の事務を総括する者に指名する  
 福岡簡易裁判所判事に補する 同 小田島靖人  
 福岡高等裁判所宮崎支部長を命ずる 熊本地方裁判所判事兼熊本家庭裁判所判事・熊本簡易裁判所判事 中田 幹人  
 福岡高等裁判所判事に補する 福岡高等裁判所宮崎支部勤務を命ずる 部の事務を総括する者に指名する  
 宮崎簡易裁判所判事に補する 福岡地方裁判所判事兼福岡家庭裁判所判事・福岡簡易裁判所判事 今泉 裕登  
 熊本地方裁判所判事に補する 部の事務を総括する者に指名する  
 兼ねて熊本家庭裁判所判事に補する 熊本簡易裁判所判事に補する(以上三月十八日)

○定年退官  
 高等裁判所長官遠藤邦彦は三月十七日限り定年退官  
 判事兼簡易裁判所判事家令和典は三月十七日限り本官たる判事が定年退官となり同時に兼官たる簡易裁判所判事も退官となる

**官庁報告**

法務省告示第五十四号  
 群馬県安中市役所保存の次の除籍が滅失した。  
 令和八年三月二十五日  
 法務大臣 平口 洋  
 群馬県碓氷郡安中町大字大竹九百六十五番地 坂本 ぶく

**公 告**

**諸 事 項**

**登録政治資金監査人登録公告**

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。  
 令和八年三月二十五日  
 政治資金適正化委員会委員長 野々上 尚

**登録政治資金監査人登録抹消公告**

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。  
 令和八年三月二十五日  
 政治資金適正化委員会委員長 野々上 尚

登録番号	氏 名	抹消年月日	抹消事由
一〇四七	宮木 康之	八、二、二七	本人からの申請
一一六二	白井 康雄	八、二、二七	本人からの申請
一九六一	青木 照和	七、一一、三一	政治資金規正法第十九条の二十三第一号
二二七五	中津 良憲	八、二、一三	本人からの申請
二五九七	富永 純二	八、二、二七	本人からの申請
四四〇一	山下清兵衛	七、一一、二七	政治資金規正法第十九条の二十三第一号

**相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告**  
 次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当該裁判所に申し出てほしい。  
 令和 8 年(家) 第 77 号  
 奈良県大和郡山田市若槻町30番地12 申立人 中野 初子

被相続人 七 大倉 好子  
 奈良市高天町19番地の1奈良今西ビル4階古都の風法律事務所  
 相続財産清算人 中谷 祥子  
 催告期間満了日 令和 8 年11月 5 日  
 奈良家庭裁判所

**令和8年(家)第1029号**

和歌山県紀の川市粉河433番地4  
 申立人 辻本 博紀  
 本籍和歌山県那賀郡粉河町大字粉河1728番地、最後の住所和歌山県那賀郡粉河町大字粉河433番地4、死亡の場所和歌山県那賀郡岩出町、死亡年月日平成11年1月14日、出生の場所和歌山県那賀郡粉河町、出生年月日大正7年5月5日、職業不明  
 被相続人 亡 辻本ハルエ  
 和歌山県岩出市西野186番地の16  
 相続財産清算人 司法書士 井上 浩志  
 催告期間満了日 令和8年11月5日  
 和歌山家庭裁判所

**令和7年(家)第7113号**

山口県山口市徳地八坂214番地  
 申立人 高橋美智江  
 本籍山口県山口市徳地八坂214番地、最後の住所山口県山口市徳地八坂214番地、死亡の場所山口県防府市、死亡年月日令和7年8月22日、出生の場所山口県防府市、出生年月日昭和42年2月14日、職業無職  
 被相続人 亡 高橋 仁  
 山口県山口市小郡栄町1番17-702号  
 相続財産清算人 田坂 尚樹  
 催告期間満了日 令和8年10月14日  
 山口家庭裁判所

**令和8年(家)第5005号**

山口県周南市大字大河内10518番地の10天王園  
 申立人 仲谷 宏子  
 本籍長崎県長崎市大黒町15番、最後の住所山口県周南市橋本町1丁目21番地、死亡の場所山口県周南市、死亡年月日令和5年12月2日、出生の場所中国高雄市、出生年月日昭和16年10月29日、職業無職  
 被相続人 亡 川村 浩生  
 山口県下松市西柳2丁目2番30号グラストン高杉2-3  
 相続財産清算人 弁護士 山本 直  
 催告期間満了日 令和8年10月16日  
 山口家庭裁判所周南支部

**令和8年(家)第7005号**

神奈川県厚木市林5丁目17番18号  
 申立人 大宅 聖子  
 本籍山口県岩国市門前町4丁目3924番地13、最後の住所山口県岩国市門前町4丁目10番10号、死亡の場所山口県岩国市、死亡年月日令和5年12月26日、出生の場所新潟県刈羽郡高柳村、出生年月日昭和24年5月16日、職業無職  
 被相続人 亡 森重 規子  
 山口県岩国市錦見1丁目3番61-2号  
 相続財産清算人 司法書士 山本 健吾  
 催告期間満了日 令和8年10月15日  
 山口家庭裁判所岩国支部

**令和7年(家)第7445号**

東京都千代田区有楽町1丁目7番1号有楽町電気ビル南館5階552  
 申立人 弁護士法人ニューポート法律事務所  
 本籍福岡県福岡市西区姪の浜1丁目406番地2、最後の住所福岡県福岡市南区屋形原4丁目39番1号独立行政法人国立病院機構福岡病院11病棟、死亡の場所福岡県福岡市南区、死亡年月日令和7年10月28日、出生の場所熊本県熊本市、出生年月日昭和19年7月31日、職業無職  
 被相続人 亡 南里 藤治  
 事務所福岡県福岡市中央区大名1丁目4番1号NDビル3階  
 相続財産清算人 弁護士 内田 文浩  
 催告期間満了日 令和8年11月13日  
 福岡家庭裁判所

**令和7年(家)第9145号**

北九州市戸畑区汐井町1番6号ウエルとばた内  
 申立人 一般社団法人北九州成年後見センター  
 本籍福岡県遠賀郡岡垣町中央台3丁目146番地26、最後の住所福岡県遠賀郡岡垣町中央台3丁目20番13号、死亡の場所福岡県遠賀郡水巻町、死亡年月日令和6年1月20日、出生の場所福岡県大牟田市、出生年月日昭和4年1月27日、職業無職  
 被相続人 亡 福永ルイ子  
 事務所北九州市小倉北区日明1丁目13番13号芳野司法書士事務所  
 相続財産清算人 司法書士 芳野 剛志  
 催告期間満了日 令和8年10月20日  
 福岡家庭裁判所小倉支部

**令和8年(家)第9012号**

北九州市戸畑区汐井町1番6号ウエルとばた内  
 申立人 一般社団法人北九州成年後見センター  
 本籍北九州市小倉北区今町1丁目4番、最後の住所北九州市小倉北区今町1丁目4番10-101号、死亡の場所北九州市小倉北区、死亡年月日令和7年7月19日、出生の場所大分県宇佐市、出生年月日昭和24年3月4日、職業無職  
 被相続人 亡 後田 行夫  
 事務所北九州市小倉南区湯川5丁目7番8号第七泰平ビル202号  
 相続財産清算人 司法書士 林田 直美  
 催告期間満了日 令和8年10月20日  
 福岡家庭裁判所小倉支部

**令和8年(家)第40029号**

札幌市北区北39条西6丁目1番1  
 申立人 ダイアパレス麻生管理組合管理者 増原 美恵  
 本籍北海道札幌市北区新川712番地、最後の住所札幌市北区北39条西6丁目1番1-104号、死亡の場所北海道札幌市北区、死亡年月日推定令和7年4月30日、出生の場所北海道札幌市、出生年月日昭和45年3月5日、職業不明  
 被相続人 亡 工藤 哲也  
 札幌市中央区南1条西24丁目1番8号エスターアベニュー301号 円山・参道前法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 小林 直毅  
 催告期間満了日 令和8年10月30日  
 札幌家庭裁判所

**令和8年(家)第37号**

青森市中央3丁目20番30号  
 申立人 社会福祉法人青森県社会福祉協議会  
 本籍東京都北区志茂4丁目20番地2、最後の住所青森県青森市大字田茂木野字阿部野63番地2 特別養護老人ホーム正寿園、死亡の場所青森県青森市、死亡年月日令和6年11月9日、出生の場所青森県青森市、出生年月日昭和13年4月5日、職業不明  
 被相続人 亡 奈良岡 勇  
 事務所青森市安方2丁目9番16号 イエスワンビル2階 いそ法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 磯 裕一郎  
 催告期間満了日 令和8年10月28日  
 青森家庭裁判所

**令和7年(家)第701号**

東京都足立区西保木間4丁目5番16-801号  
 申立人 小澤 修藏  
 本籍青森県八戸市大字河原木字高館57番地、最後の住所青森県八戸市大字白銀町字白浜道19番地5、死亡の場所青森県八戸市、死亡年月日令和5年10月6日、出生の場所東京都足立区、出生年月日昭和23年4月18日、職業不明  
 被相続人 亡 河原木一夫  
 東京都多摩市諏訪1-5-9 ベル・メゾン202 伊藤法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 伊藤 綾乃  
 催告期間満了日 令和8年10月16日  
 青森家庭裁判所八戸支部

**令和7年(家)第7111号**

福島県二本松市箕輪1丁目66番地  
 申立人 有限会社藤商エクステリア  
 本籍福島県二本松市箕輪1丁目66番地、最後の住所福島県二本松市箕輪1丁目66番地、死亡の場所福島県二本松市、死亡年月日令和7年4月6日、出生の場所福島県安達郡大玉村、出生年月日昭和32年1月6日、職業会社役員  
 被相続人 亡 佐藤 万吉  
 福島市仲間町2番13号コーポエクセルII201号藤井法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 藤井 和久  
 催告期間満了日 令和8年10月19日  
 福島家庭裁判所

**令和7年(家)第7122号**

福島市新町5番11号リエス福島新町2階まき法律事務所  
 申立人 横 裕康  
 本籍福島県福島市町庭坂字小道42番地1、最後の住所福島県福島市町庭坂字小道42番地の1、死亡の場所福島県伊達郡国見町、死亡年月日令和6年12月30日、出生の場所山形県西村山郡寒河江町、出生年月日昭和26年1月7日、職業無職  
 被相続人 亡 金田 秀雄  
 福島市五老内町6番9号弁護士法人鈴木芳喜法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 湯浅 亮  
 催告期間満了日 令和8年10月19日  
 福島家庭裁判所

**令和8年(家)第7003号**

福島県伊達郡国見町大字藤田字一丁田二1番7

申立人 国見町

本籍福島県伊達郡国見町大字小坂字北町裏41番地5、最後の住所宮城県柴田郡村田町大字沼辺字一本杉1番地1ふぼう、死亡の場所宮城県柴田郡川崎町、死亡年月日令和6年7月1日、出生の場所福島県伊達郡国見町、出生年月日昭和32年5月2日、職業不明

被相続人 亡 馬淵 勝弘

福島県二本松市若宮2丁目162番地4西側2階A二本松法律事務所

相続財産清算人 弁護士 井上 航

催告期間満了日 令和8年10月19日

福島家庭裁判所

**令和8年(家)第7009号**

福島市五老内町3番1号

申立人 福島市

本籍福島県福島市笹木野字末梨下7番地2、最後の住所福島市笹木野字末梨下7番地の2、死亡の場所福島県福島市、死亡年月日令和5年10月29日、出生の場所福島県信夫郡野田村、出生年月日昭和25年7月13日、職業不明

被相続人 亡 川村 清治

福島市五老内町6番9号弁護士法人鈴木芳喜法律事務所

相続財産清算人 弁護士 湯浅 亮

催告期間満了日 令和8年10月20日

福島家庭裁判所

**令和8年(家)第7012号**

福島県会津若松市鶴賀町7番15号

申立人 水戸 篤

本籍福島県大沼郡会津美里町永井野字中町1854番地、最後の住所福島県大沼郡会津美里町永井野字中町1854番地、死亡の場所福島県大沼郡会津美里町、死亡年月日令和7年7月1日、出生の場所福島県大沼郡永井野村、出生年月日昭和11年5月21日、職業無職

被相続人 亡 小池久恵子

福島県会津若松市鶴賀町7番15号

相続財産清算人 司法書士 水戸 篤

催告期間満了日 令和8年10月30日

福島家庭裁判所会津若松支部

**令和7年(家)第30193号**

東京都品川区大井1丁目14番1号

申立人 社会福祉法人品川区社会福祉協議会

本籍東京都台東区台東4丁目24番地、最後の住所茨城県東茨城郡城里町大字石塚533番地の1 しまホーム常北、死亡の場所茨城県東茨城郡城里町、死亡年月日令和7年8月5日、出生の場所東京都渋谷区、出生年月日昭和23年8月21日、職業無職

被相続人 亡 稲葉美和子

茨城県水戸市中央2丁目8番31号 茂手木ビル102号 茂手木法律事務所

相続財産清算人 弁護士 菅野 美穂

催告期間満了日 令和8年10月8日

水戸家庭裁判所

**令和7年(家)第4117号**

茨城県土浦市永国570番地1

申立人 大谷 晶子

本籍茨城県土浦市中高津1丁目170番地1、最後の住所茨城県稲敷郡阿見町大字阿見4282番地11、死亡の場所茨城県北茨城市、死亡年月日令和5年10月12日、出生の場所茨城県土浦市、出生年月日昭和51年3月11日、職業会社役員

被相続人 亡 杉山 智之

茨城県稲敷郡阿見町中央3丁目2-17ナカタビル阿見2階

相続財産清算人 弁護士 高橋 直人

催告期間満了日 令和8年10月13日

水戸家庭裁判所土浦支部

**令和7年(家)第20063号**

栃木県宇都宮市桜4丁目1番25号

申立人 株式会社足利銀行

本籍群馬県桐生市境野町7丁目1781番地3、最後の住所栃木県足利市葉鹿町672番地18、死亡の場所栃木県足利市、死亡年月日令和7年8月18日、出生の場所栃木県足利郡坂西町、出生年月日昭和30年10月8日、職業会社役員

被相続人 亡 佐野 和久

事務所栃木県佐野市赤坂町960-12 さの総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 飯塚 文子

催告期間満了日 令和8年10月6日

宇都宮家庭裁判所足利支部

**令和7年(家)第6110号**

茨城県取手市白山1丁目4番22号サンライフさつき202号室

申立人 有川 保

本籍茨城県取手市小文間4067番地、最後の住所茨城県取手市小文間4067番地、死亡の場所茨城県取手市、死亡年月日令和7年6月30日、出生の場所茨城県北相馬郡取手町、出生年月日昭和36年6月23日、職業無職

被相続人 亡 林 賢治

茨城県取手市白山1丁目4番22号サンライフさつき202号室

相続財産清算人 有川 保

催告期間満了日 令和8年10月18日

水戸家庭裁判所龍ヶ崎支部

**令和7年(家)第797号**

埼玉県春日部市中央8丁目2番地2

申立人 春日部パーク・ファミリア管理組合  
本籍長野県中野市大字中野1526番地、最後の住所埼玉県春日部市中央8丁目2番地2 B-205、死亡の場所埼玉県春日部市、死亡年月日推定令和4年7月6日、出生の場所東京都北多摩郡久留米村、出生年月日昭和21年1月21日、職業不明

被相続人 亡 三浦 満

埼玉県越谷市越ヶ谷1丁目11番35号吾山ビルII 4階 菅沼法律事務所

相続財産清算人 菅沼 博文

催告期間満了日 令和8年10月23日

さいたま家庭裁判所越谷支部

**令和7年(家)第897号**

東京都荒川区荒川3丁目79番7号

申立人 城北信用金庫

本籍東京都足立区東和5丁目9番、最後の住所埼玉県春日部市粕壁東5丁目9番1号、死亡の場所東京都文京区、死亡年月日令和6年3月23日、出生の場所東京都墨田区、出生年月日昭和36年9月28日、職業自営業

被相続人 亡 石渡 稔

埼玉県越谷市南越谷4丁目11番4号セントエルモ新越谷405 澤田法律事務所

相続財産清算人 澤田 博志

催告期間満了日 令和8年10月23日

さいたま家庭裁判所越谷支部

**令和8年(家)第30056号**

千葉市中央区千葉港4番5号

申立人 社会福祉法人千葉県社会福祉協議会  
本籍千葉県千葉市稲毛区小中台町365番地88、最後の住所千葉県稲毛区小中台町365番地88、死亡の場所千葉県千葉市稲毛区、死亡年月日令和5年7月2日、出生の場所千葉県印旛郡千代田村、出生年月日昭和13年3月10日、職業不明

被相続人 亡 高橋 健治

事務所千葉市中央区新田町1-1 I M I 未来ビル5階 村上・湊・佐賀法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 佐賀 紘人

催告期間満了日 令和8年10月6日

千葉家庭裁判所

**令和8年(家)第30072号**

千葉県袖ヶ浦市袖ヶ浦駅前2丁目22番地19

申立人 有限会社ソデシア

本籍千葉県木更津市高砂2丁目3008番地、最後の住所千葉市稲毛区園生町487番地13ふるととホーム千葉稲毛、死亡の場所千葉県船橋市、死亡年月日令和6年2月6日、出生の場所千葉県木更津市、出生年月日昭和26年9月17日、職業不明

被相続人 亡 栗原 謙一

事務所千葉市中央区中央3丁目10番6号北野京葉ビル602ふさの葉法律事務所

相続財産清算人 弁護士 小西 朱見

催告期間満了日 令和8年10月6日

千葉家庭裁判所

**令和8年(家)第123号**

千葉市花見川区幕張町5丁目412番地1ライオンズ幕張レジデンス602号

申立人 青柳由利子

本籍東京都渋谷区広尾1丁目1番地、最後の住所千葉県いすみ市岬町椎木1079番地、死亡の場所千葉県船橋市、死亡年月日令和7年1月8日、出生の場所千葉県夷隅郡太東町、出生年月日昭和32年10月25日、職業自営業

被相続人 亡 三宅 一寿

事務所千葉市中央区中央3丁目10番4号6階伊藤総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 伊藤 義文

催告期間満了日 令和8年11月25日

千葉家庭裁判所一宮支部

**令和8年(家)第46号**

千葉県茂原市高師町1丁目10番地5

申立人 房総信用組合

本籍千葉県鴨川市広場1704番地、最後の住所千葉県鴨川市、死亡年月日令和7年4月7日、出生の場所千葉県安房郡鴨川町、出生年月日昭和35年3月9日、職業無職

被相続人 亡 久保 忠一

千葉県木更津市大和1-1-1 おおつビル4階 プルメリア国際法律事務所

相続財産清算人 弁護士 塚本 秀夫

催告期間満了日 令和8年11月5日

千葉家庭裁判所館山支部

**令和8年(家)第61号**

大阪府東大阪市中小阪2-7-9

申立人 芦田 則夫

本籍千葉県館山市江田316番地、最後の住所千葉県館山市江田316番地、死亡の場所千葉県鴨川市、死亡年月日令和4年10月9日、出生の場所東京都東京市麻布区、出生年月日昭和17年5月1日、職業不明

被相続人 亡 平谷八千代

千葉県木更津市中央1-16-9石井法律事務所

相続財産清算人 弁護士 石井 溪

催告期間満了日 令和8年11月5日

千葉県家庭裁判所館山支部

**令和6年(家)第70953号**

長崎県佐世保市俵町11-15

申立人 宮川 茂則

本籍東京都練馬区関町北2丁目甲612番地、最後の住所東京都練馬区関町北3丁目40番4号、死亡の場所東京都練馬区、死亡年月日推定令和6年1月12日、出生の場所東京都練馬区、出生年月日昭和28年8月8日、職業無職

被相続人 亡 田中 新賢

事務所東京都千代田区丸の内3丁目4番2号新日石ビル10階 田辺総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 伊藤 英之

催告期間満了日 令和8年10月31日

東京家庭裁判所

**令和7年(家)第73106号**

福岡県福岡市中央区平和3丁目19番23号たからビル302号

申立人 一般社団法人 えにしの会

本籍北海道旭川市1条通11丁目右3号、最後の住所東京都新宿区西落合2丁目6番16号ドミー西落合B105、死亡の場所東京都新宿区、死亡年月日令和7年8月4日、出生の場所樺太栄浜部落合町、出生年月日昭和15年9月13日、職業無職

被相続人 亡 廣田 勤

事務所東京都目黒区自由が丘2丁目17番1号ラビスA.S. 402自由が丘菊地法律事務所

相続財産清算人 弁護士 菊地 美穂

催告期間満了日 令和8年10月31日

東京家庭裁判所

**令和7年(家)第73419号**

東京都新宿区西新宿2丁目6番1号新宿住友ビル46階

申立人 弁護士法人東京新宿法律事務所

本籍長野県千曲市大字中280番地、最後の住所東京都足立区千住中居町11番12号、死亡の場所東京都足立区、死亡年月日令和7年10月13日、出生の場所東京都足立区、出生年月日昭和24年3月30日、職業無職

被相続人 亡 坂口 京子

事務所東京都文京区本郷2-27-2東眞ビル4階 ヒューマンネットワーク三森法律事務所

相続財産清算人 弁護士 三森 敏明

催告期間満了日 令和8年10月31日

東京家庭裁判所

**令和8年(家)第70253号**

東京都中央区銀座3-11-18 真帆ビル5階笠井総合法律事務所

申立人 小笹 勝章

本籍東京都新宿区新宿5丁目8番地、最後の住所東京都新宿区新宿5丁目12番6号野崎ビル505、死亡の場所東京都新宿区、死亡年月日令和7年11月5日、出生の場所北海道旭川市、出生年月日昭和16年1月29日、職業無職

被相続人 亡 中里 正二

事務所東京都千代田区飯田橋1丁目9番7号池谷ビル3階 吉村法律事務所

相続財産清算人 弁護士 吉村 浩

催告期間満了日 令和8年10月31日

東京家庭裁判所

**令和7年(家)第91067号**

神奈川県相模原市緑区大島1701

申立人 萩原 信子

本籍東京都青梅市藤橋3丁目18番地2、最後の住所東京都青梅市藤橋3丁目18番地の2、死亡の場所東京都青梅市、死亡年月日令和7年5月9日、出生の場所東京都青梅市、出生年月日昭和52年11月16日、職業不明

被相続人 亡 藤原 篤潔

事務所東京都武蔵野市境1丁目15番15号フジサンビル402 武蔵境法律事務所

相続財産清算人 弁護士 飯田 正伸

催告期間満了日 令和8年10月13日

東京家庭裁判所立川支部

**相続権主張の催告**

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

**令和8年(家)第80097号**

埼玉県さいたま市浦和区高砂1-2-1エイベックスタワー浦和中央館204号室久保村法律事務所

申立人 久保村康史

本籍埼玉県さいたま市見沼区大字膝子162番地、最後の住所埼玉県さいたま市見沼区大字小深作466番地51、死亡の場所埼玉県南埼玉郡白岡町、死亡年月日平成19年6月18日、出生の場所埼玉県北足立郡七里村、出生年月日昭和3年9月7日、職業農業

被相続人 亡 安藤 正雄

催告期間満了日 令和8年10月26日

さいたま家庭裁判所

**公示催告**

次の申立人から別紙目録表示の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記権利の届出の終期までに当裁判所に権利を届け出てください。もし下記権利の届出の終期までに権利の届出がない場合には、その権利は失権することがあります。

**令和7年(ハ)第1号**

埼玉県和光市丸山台2丁目20番20-701号

申立人 秋山 賢成

権利の届出の終期 令和8年7月3日

令和8年3月4日 高田簡易裁判所

(別紙) 目録

(1)土地 上越市大町四丁目字下職人町157番

宅地 208.26平方メートル

(2)登記年月日番号 新潟地方法務局上越支局大正4年4月22日受付第2835号

(3)登記した権利の内容

順位番号 1

登記の目的 地上権設定

原因 大正4年4月22日設定

目的 建物所有

範囲 本号物件の内北側東西3間南北4間1尺この坪数12坪5合

存続期間 大正4年4月22日から15年

地代 1年金3円

支払期 毎年5月25日、12月25日

地上権者 上越市大町四丁目157番地

舟田 夕カ

**失踪に関する届出の催告**

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

**令和7年(家)第513号**

東京都江東区豊洲3-6-8-3707

申立人 山岸 純

本籍長野県飯田市江戸町2丁目288番地、最後の住所神奈川県相模原市上鶴間本町3丁目18番27-611号

不在者 上松 茂

昭和24年6月21日生

届出期間満了日 令和8年7月10日

横浜家庭裁判所相模原支部

**令和8年(家)第125号**

愛知県名古屋市中区大須1丁目21番20号ファンシービル岩間9A号

申立人 森 たか子

本籍愛知県名古屋市中区大須1丁目1番地、最後の住所大阪市此花区以下不詳

不在者 廣岡モトエ

明治37年8月15日生

届出期間満了日 令和8年7月13日

大阪家庭裁判所

**令和8年(家)第354号**

兵庫県美方郡新温泉町千原817の1

申立人 田邊 和美

本籍大阪市都島区都島本通3丁目21番地、最後の住所大阪府大阪市西成区萩之茶屋1丁目2番20号

不在者 小林 義春

大正13年3月18日生

届出期間満了日 令和8年7月13日

大阪家庭裁判所

**令和7年(家)第955号**

鹿児島県大島郡知名町大字新城548番地

申立人 西 絹枝

本籍鹿児島県大島郡知名町大字新城574番地、最後の住所兵庫県神戸市中央区相生町4丁目7番16号 三愛ビル302号

不在者 西 記代徳

昭和15年8月3日生

届出期間満了日 令和8年7月21日

神戸家庭裁判所

**令和7年(家)第626号**

岡山市北区弓之町15-28-603号  
申立人 川合 康子  
本籍兵庫県丹波篠山市波賀野新田131番地1、最後の住所兵庫県丹波篠山市波賀野新田131番地1  
不在者 酒井 アツ  
明治32年10月7日生  
届出期間満了日 令和8年7月10日  
神戸家庭裁判所柏原支部

**令和8年(家)第22号**

福岡県大牟田市小浜町88番地95  
申立人 田崎三千代  
本籍鹿児島県姶良市加治木町錦江町38番地、最後の住所鹿児島県姶良市加治木町錦江町38番地  
不在者 池田 保男  
昭和16年11月8日生  
届出期間満了日 令和8年7月24日  
鹿児島家庭裁判所加治木支部

**失踪宣告****令和7年(家)第990号**

本籍大阪府大阪市大正区平尾1丁目3番地、最後の住所京都府木津川市南加茂台11丁目13番地17  
不在者 尾張 弘  
昭和22年7月20日生  
令和8年3月3日失踪宣告審判確定  
京都家庭裁判所裁判所書記官

**令和7年(家)第524号**

本籍長崎県佐世保市万徳町52番地、最後の住所神戸市垂水区東垂水町字川尻126番地  
不在者 立木 孝利  
大正7年4月11日生  
令和8年3月6日失踪宣告審判確定  
神戸家庭裁判所裁判所書記官

**令和7年(家)第219号**

本籍徳島県三好市池田町馬路龍登64番地、最後の住所徳島県三好郡池田町字州津藤ノ井575番地1  
不在者 星川虎三郎  
大正15年4月7日生  
令和8年3月6日失踪宣告審判確定  
徳島家庭裁判所池田出張所裁判所書記官

**令和7年(家)第372号**

本籍福岡県遠賀郡芦屋町高浜町1608番地1、最後の住所福岡県遠賀郡芦屋町高浜町13番17号  
不在者 倉垣 桂子  
昭和33年2月3日生  
令和8年3月6日失踪宣告審判確定  
福岡家庭裁判所小倉支部裁判所書記官

**令和7年(家)第25号**

本籍佐賀県唐津市藤崎通6890番地イ第1、最後の住所佐賀県唐津市菜畑3395番地3  
不在者 川浪 誠  
昭和13年7月14日生  
令和8年3月6日失踪宣告審判確定  
佐賀家庭裁判所唐津支部裁判所書記官

**令和7年(家)第59号**

本籍栃木県さくら市穂積1343番地、最後の住所栃木県さくら市喜連川5622番地90  
不在者 五味渕佳子  
昭和22年9月16日生  
令和8年3月6日失踪宣告審判確定  
宇都宮家庭裁判所大田原支部裁判所書記官

**令和7年(家)第33号**

本籍栃木県足利市粟谷町459番地1、最後の住所栃木県足利市山下町1008番地5  
不在者 和田 明久  
昭和56年7月6日生  
令和8年3月7日失踪宣告審判確定  
宇都宮家庭裁判所足利支部裁判所書記官

**令和7年(家)第579号**

本籍大分県佐伯市大字塩内浦103番地、最後の住所埼玉県川口市幸町1丁目7番30-403号  
不在者 大西 宮雄  
昭和28年2月20日生  
令和8年3月7日失踪宣告審判確定  
さいたま家庭裁判所裁判所書記官

**失踪宣告取消****令和6年(家)第68号**

本籍茨城県土浦市大字荒川沖691番地、住所茨城県土浦市田中1-9-24アリス10コーポ101  
申立人(失踪者) 鈴木 幸子  
昭和30年1月29日生  
令和8年3月6日失踪宣告取消審判確定  
水戸家庭裁判所土浦支部裁判所書記官

**除権決定**

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったため、前記の有価証券の無効を宣言する。

**令和7年(ハ)第19号**

鳥取県八頭郡八頭町郡家74番地次1  
申立人 株式会社たけうち  
代表者代表取締役 竹内由佳子  
権利を争う旨の申述の終期 令和8年3月3日  
令和8年3月4日 大阪簡易裁判所  
(別紙) 目録

約束手形 1通

手形番号 UQ03987

金額 200,000円

支払期日 令和5年2月28日

支払地 大阪市

支払場所 株式会社三菱UFJ銀行今里北支店

振出日 令和4年10月31日

振出地 大阪市

振出人 株式会社松井製作所 代表取締役 松井 貞雄

受取人 申立人

最終所持人 申立人

**令和7年(ハ)第3号**

岡山市中区倉富211番地8

申立人 仲村金物株式会社

代表者代表取締役 仲村 和則

申立人代理人弁護士 安原 照美

権利を争う旨の申述の終期 令和8年3月9日

令和8年3月10日 岡山簡易裁判所

(別紙) 目録

約束手形 1通

手形番号 BD21444

金額 1,431,585円

支払期日 令和8年2月5日

支払地 岡山市

支払場所 株式会社中国銀行岡山西支店

振出日 令和7年10月10日

振出地 岡山市北区辰巳36番地の114

振出人 新和建設株式会社 代表取締役 白神 理史

受取人 申立人

最終所持人 申立人

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったため、前記権利は失権する。

**令和7年(ハ)第3号**

福岡市中央区渡辺通2丁目1番82号  
申立人 九州電力株式会社  
代表者代表取締役 西山 勝  
権利の届出の終期 令和8年2月18日  
令和8年2月25日 福岡簡易裁判所  
(別紙) 目録

(1)土地 延岡市北方町下鹿川字西畑申515番

雑種地 1061平方メートル

(2)登記年月日番号 宮崎地方法務局延岡支局昭和9年3月1日受付第175号

(3)登記した権利の内容

登記の目的 地上権設定

原因 昭和8年12月6日設定

目的 工作物所有

範囲 南端幅2間長25間

存続期間 昭和9年1月27日より昭和29年1月26日まで満20箇年

地代 全期間金247円50銭

支払期 全払

地上権者 福岡市天神町58番地

九州配電株式会社

**令和7年(ハ)第4号**

福岡市中央区渡辺通2丁目1番82号  
申立人 九州電力株式会社  
代表者代表取締役 西山 勝  
権利の届出の終期 令和8年2月18日  
令和8年2月25日 福岡簡易裁判所  
(別紙) 目録

(1)土地 延岡市北方町下鹿川字西畑申518番乙

雑種地 915平方メートル

(2)登記年月日番号 宮崎地方法務局延岡支局昭和9年3月1日受付第175号

(3)登記した権利の内容

登記の目的 地上権設定

原因 昭和8年12月6日設定

目的 工作物所有

存続期間 昭和9年1月27日より昭和29年1月26日まで満20箇年

地代 全期間金247円50銭

支払期 全払

地上権者 福岡市天神町58番地

九州配電株式会社

**令和7年（へ）第5号**

福岡市中央区渡辺通2丁目1番82号  
申立人 九州電力株式会社  
代表者代表取締役 西山 勝  
権利の届出の終期 令和8年2月18日  
令和8年2月25日 福岡簡易裁判所  
(別紙) 目録

- (1)土地 延岡市北方町下鹿川字西畑申535番  
雑種地 667平方メートル
- (2)登記年月日番号 宮崎地方務局延岡支局昭和  
9年3月5日受付第190号
- (3)登記した権利の内容  
登記の目的 地上権設定  
原因 昭和8年12月6日設定  
目的 工作物所有  
範囲 南端幅2間長28間7分  
存続期間 昭和9年1月27日より昭和29年1月  
26日まで満20箇年  
地代 全期間金63円14銭  
支払期 全払  
地上権者 福岡市天神町58番地  
九州配電株式会社

**令和7年（へ）第6号**

福岡市中央区渡辺通2丁目1番82号  
申立人 九州電力株式会社  
代表者代表取締役 西山 勝  
権利の届出の終期 令和8年2月18日  
令和8年2月25日 福岡簡易裁判所  
(別紙) 目録

- (1)土地 うきは市浮羽町小塩字一ノ瀬山5548番5  
原野 81平方メートル
- (2)登記年月日番号 福岡法務局久留米支局大正4  
年7月8日受付第2057号
- (3)登記した権利の内容  
登記の目的 地上権設定  
原因 大正4年6月8日設定  
目的 発電水路及電話用電柱建設の為め  
存続期間 大正3年2月17日より大正18年2月  
16日まで15年  
地代 1年1反歩に付金3円  
支払期 毎年4月1日  
範囲 10歩  
地上権者 浮羽郡田主丸町大字殖木254番地の  
1  
筑後電気株式会社

**令和7年（へ）第7号**

福岡市中央区渡辺通2丁目1番82号  
申立人 九州電力株式会社  
代表者代表取締役 西山 勝  
権利の届出の終期 令和8年2月18日  
令和8年2月25日 福岡簡易裁判所  
(別紙) 目録

- (1)土地 うきは市浮羽町小塩字一ノ瀬山5555番2  
雑種地 209平方メートル
- (2)登記年月日番号 福岡法務局久留米支局大正4  
年7月8日受付第2057号
- (3)登記した権利の内容  
登記の目的 地上権設定  
原因 大正4年6月8日設定  
目的 発電水路及電話用電柱建設の為  
範囲 20歩  
存続期間 大正3年2月17日より大正18年2月  
16日迄15年  
地代 1反歩に付1年金3円  
支払期 毎年4月1日  
地上権者 浮羽郡田主丸町殖木254番地の1  
九州電気酸素株式会社

**令和7年（へ）第8号**

福岡市中央区渡辺通2丁目1番82号  
申立人 九州電力株式会社  
代表者代表取締役 西山 勝  
権利の届出の終期 令和8年2月18日  
令和8年2月25日 福岡簡易裁判所  
(別紙) 目録

- (1)土地 延岡市北方町下鹿川字西畑申530番  
雑種地 1993平方メートル
- (2)登記年月日番号 宮崎地方務局延岡支局昭和  
9年3月1日受付第183号
- (3)登記した権利の内容  
登記の目的 地上権設定  
原因 昭和8年12月6日設定  
目的 工作物所有  
範囲 南端幅2間長3間  
存続期間 昭和9年1月27日より昭和29年1月  
26日まで満20箇年  
地代 全期間金49円50銭  
支払期 全払  
地上権者 延岡市大字岡富甲96番地2  
延岡電気株式会社

**破産手続開始**

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

**令和8年（フ）第354号**

東京都町田市中町1-17-10  
債務者 和紋じゅばん株式会社  
代表者代表取締役 大木 美仁  
1 決定年月日時 令和8年3月13日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 日高 正博  
4 破産債権の届出期間 令和8年4月15日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月24日午後1時15分

東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和8年（フ）第7号**

富山県黒部市生地神区53番地  
債務者 船屋木材株式会社  
代表者代表取締役 船屋 幸久  
1 決定年月日時 令和8年3月16日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 小路 泰彦  
4 破産債権の届出期間 令和8年4月15日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月17日午後2時15分

富山地方裁判所魚津支部

**令和8年（フ）第90号**

静岡県浜松市中央区笠井町868番地の3  
債務者 株式会社リブテック  
代表者代表取締役 岡本 一平  
1 決定年月日時 令和8年3月16日午前10時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 石川 雅大  
4 破産債権の届出期間 令和8年4月20日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月23日午後1時30分

静岡地方裁判所浜松支部破産係

**令和7年（フ）第2357号**

東京都港区六本木7丁目15番17号7-F  
債務者 株式会社ビーダブル  
代表者代表取締役 青柳 亮

- 1 決定年月日時 令和8年3月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山口 準子
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月22日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月19日午前10時30分

東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和8年（フ）第29号**

青森県弘前市大字高田字苺原103番地2  
債務者 有限会社弘前ハウジング  
代表者代表取締役 藤田 幸一  
1 決定年月日時 令和8年3月16日午前11時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 山内 賢二  
4 破産債権の届出期間 令和8年4月27日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年7月6日午後2時

青森地方裁判所弘前支部

**令和8年（フ）第79号**

北海道函館市中道1丁目24番18号  
債務者 有限会社まちや  
代表者取締役 町屋 貞弘  
1 決定年月日時 令和8年3月16日午後1時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 兼平 史  
4 破産債権の届出期間 令和8年5月11日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月4日午前10時

函館地方裁判所

**令和8年（フ）第38号**

静岡県駿東郡小山町小山693番地の4  
債務者 有限会社小野牛乳店  
代表者代表取締役 小野 利通  
1 決定年月日時 令和8年3月16日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 白井 正人  
4 破産債権の届出期間 令和8年5月28日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年7月9日午後3時

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**令和8年(フ)第849号**

沖縄県浦添市牧港2丁目43番17-201号  
債務者 K C企画合同会社  
特別代理人 弁護士 横枕 真哉

- 1 決定年月日時 令和8年3月13日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 前川 宙貴
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月14日午後2時40分  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和8年(フ)第774号**

大阪府豊中市岡町北1丁目4番24-204号  
債務者 株式会社てらしま  
代表者代表取締役 寺島 敏子

- 1 決定年月日時 令和8年3月13日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 伊藤 慎吾
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月1日午後2時  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和8年(フ)第173号**

神戸市垂水区高丸4丁目3番16号  
債務者 有限会社シー・シー・エフ  
代表者代表取締役 喜吉 智昭

- 1 決定年月日時 令和8年3月13日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 名倉 大貴
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月3日午後1時30分  
神戸地方裁判所第3民事部

**令和8年(フ)第885号**

大阪市福島区海老江3丁目23番30号  
債務者 岸本金属工業株式会社  
代表者代表取締役 森 充弘

- 1 決定年月日時 令和8年3月13日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 溝内伸治郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月8日午後2時20分  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和8年(フ)第245号**

広島市西区山手町7番3号  
債務者 株式会社サクラギ  
代表者代表取締役 武田 義則

- 1 決定年月日時 令和8年3月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 長谷川 遼
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月8日午後2時30分  
広島地方裁判所民事第4部

**令和8年(フ)第231号**

札幌市手稲区前田6条6丁目1番12号  
債務者 株式会社白鳥商店  
代表者代表取締役 白鳥 晃

- 1 決定年月日時 令和8年3月13日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 福田 直之
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月9日午後1時30分  
札幌地方裁判所民事第4部

**令和8年(フ)第232号**

札幌市手稲区前田6条6丁目1番12号  
債務者 株式会社函館プロジェクト  
代表者代表取締役 白鳥 晃

- 1 決定年月日時 令和8年3月13日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 福田 直之
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月9日午後1時30分  
札幌地方裁判所民事第4部

**令和8年(フ)第129号**

岡山市北区東古松2丁目10番22号サーパス東古松通り205号  
債務者 株式会社Going  
代表者代表取締役 兵頭 剛

- 1 決定年月日時 令和8年3月13日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小川 真吾
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月9日午前11時  
岡山地方裁判所第3民事部

**令和8年(フ)第130号**

岡山市中区江並58番地17  
債務者 Going総合福祉合同会社  
代表者代表社員 兵頭 剛

- 1 決定年月日時 令和8年3月13日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小川 真吾
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月9日午前11時  
岡山地方裁判所第3民事部

**令和8年(フ)第204号**

横浜市神奈川区東神奈川2丁目5番地9NS  
K3rd102号  
債務者 RISE OF DREAM株式会社  
代表者代表取締役 永島 節子

- 1 決定年月日時 令和8年3月13日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 井上 数規
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月10日午前10時30分  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和8年(フ)第184号**

広島市安佐南区長束3丁目32番4-201号  
債務者 Coach株式会社  
代表者代表取締役 内村 裕一

- 1 決定年月日時 令和8年3月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山口 卓
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月10日午前11時30分  
広島地方裁判所民事第4部

**令和8年(フ)第15号**

新潟県三条市南四日町3丁目1番26号  
債務者 有限会社川新金型製作所  
代表者取締役 川野 久良

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 海津 諭
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月16日午前10時30分  
新潟地方裁判所三条支部

**令和8年(フ)第349号**

さいたま市大宮区三橋4-834-2ロック  
シャインハイツ201  
債務者 株式会社スマイルコード  
代表者代表取締役 生方 久文

- 1 決定年月日時 令和8年3月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 渡邊 隼人
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月17日午前10時30分  
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

**令和7年(フ)第3317号**

神奈川県大和市福田3丁目16番地12山清ビル  
1号  
債務者 株式会社フォルス  
代表者代表取締役 土屋 隆司

- 1 決定年月日時 令和8年3月13日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 浦田 修志
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月17日午後1時40分  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和8年(フ)第4号**

高知県室戸市佐喜浜町1946番地  
債務者 有限会社松沢石油店  
代表者代表取締役 松澤 正幸

- 1 決定年月日時 令和8年3月12日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中本 雅章
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月17日午後1時30分  
高知地方裁判所安芸支部破産係

**令和7年(フ)第461号**

香川県高松市牟礼町牟礼2097番地3  
債務者 株式会社エーアシストコーポレーション  
代表者代表取締役 神農 亨一

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 栗田 亮
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月18日午後1時30分  
高松地方裁判所民事部破産・再生係

**令和8年(フ)第329号**

札幌市南区真駒内上町1丁目1番16-308号  
債務者 有限会社AREIZ・TFC  
代表者代表取締役 棚橋 龍也

- 1 決定年月日時 令和8年3月12日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 村本 拓哉
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月24日午後3時  
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

**令和8年（フ）第338号**

福岡市城南区七隈1-14-27

債務者 有限会社N o 2

代表者取締役 湯浅 大介

- 1 決定年月日時 令和8年3月13日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 服部 博之
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月24日午後1時30分  
福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年（フ）第520号**

岐阜市若宮町2丁目8番地

債務者 株式会社U-u p

代表者代表取締役 江崎 悠帆

- 1 決定年月日時 令和8年3月13日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 長屋 裕司
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月30日午前11時10分  
岐阜地方裁判所

**破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間**

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

**令和8年（フ）第19号**

宮城県石巻市渡波字沖六勺1番地53

債務者 日下 知

- 1 決定年月日時 令和8年3月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 住吉 毅洋
- 4 破産債権の届出期間 令和8年5月7日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月17日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月12日まで  
仙台地方裁判所石巻支部破産係

**令和8年（フ）第59号**

石川県河北郡内灘町字大学2丁目107番地2

債務者 Plus Naturaこと 水本 梨絵

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 北尾 美帆
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月16日まで

- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月29日午前10時30分

- 6 免責意見申述期間 令和8年5月22日まで  
金沢地方裁判所民事部

**令和7年（フ）第684号**

神奈川県平塚市長持474番地の1 コーポキャッスル104号

債務者 外立 瑞稀（旧姓前場）

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 野 広司
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月24日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月24日午前11時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月25日まで  
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**令和8年（フ）第64号**

神奈川県厚木市妻田南1丁目1番9-103号

債務者 村松伸一郎

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 進藤 亮
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月24日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月16日午後2時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月25日まで  
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**令和8年（フ）第94号**

神奈川県平塚市代官町29番26号 グループホーム TOMONI

債務者 中野真由美

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中川裕貴子
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月24日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月23日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月25日まで  
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**令和8年（フ）第15号**

北海道積丹郡積丹町大字美国町字船瀬42番地20

債務者 菅野 純

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 渡 能史
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月16日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月11日午後3時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月4日まで  
札幌地方裁判所小樽支部

**令和8年（フ）第339号**

福岡市城南区七隈1丁目14番25号

債務者 湯浅 大介

- 1 決定年月日時 令和8年3月13日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 服部 博之
- 4 破産債権の届出期間 令和8年5月8日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月24日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月17日まで  
福岡地方裁判所第4民事部

**令和8年（フ）第340号**

福岡市城南区七隈1丁目14番25号

債務者 湯浅 香子

- 1 決定年月日時 令和8年3月13日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 服部 博之
- 4 破産債権の届出期間 令和8年5月8日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月24日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月17日まで  
福岡地方裁判所第4民事部

**令和8年（フ）第135号**

横浜市瀬谷区相沢7丁目28番地32

債務者 武藤 由也

- 1 決定年月日時 令和8年3月13日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 赤坂 舞
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年5月13日午前10時40分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月7日まで  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和8年（フ）第16号**

秋田県横手市大森町上溝字松原4番地28

債務者 高橋 正吉

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 外山奈央子
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月15日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年6月11日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月11日まで  
秋田地方裁判所横手支部

**令和8年（フ）第377号**

東京都東村山市久米川町1丁目48番地61レーベンハイム久米川404

債務者 板倉由美子

- 1 決定年月日時 令和8年3月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小池亜希子
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月15日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年5月21日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月21日まで  
東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和8年（フ）第105号**

相模原市中央区上矢部4丁目7番11号 レオパレスジョイフル101号

債務者 松本 正隆

- 1 決定年月日時 令和8年3月13日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田中穂奈美
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月10日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年5月26日午後2時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月25日まで  
横浜地方裁判所相模原支部

**令和8年（フ）第353号**

東京都国立市谷保4276番地の1 ユーティリティ201

債務者 新垣 昇

- 1 決定年月日時 令和8年3月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小柴 一真
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月15日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年6月18日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月18日まで  
東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和7年(フ)第2358号**

東京都狛江市和泉本町3丁目24番1-302号  
債務者 青柳 亮

- 1 決定年月日時 令和8年3月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山口 準子
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月22日まで
- 5 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年6月19日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月19日まで  
東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和8年(フ)第230号**

横浜市港南区大久保2丁目35番15号 笠原荘  
B号棟101

債務者 秋葉 良子

- 1 決定年月日時 令和8年3月13日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 坂本 雅之
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月13日午後1時50分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月7日まで  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和8年(フ)第48号**

岡山県倉敷市西中新田552番地1、転居前の住所岡山県和気郡和気町吉田352番地1

債務者 住吉 茂貴

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 切島 一成
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年7月2日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月7日まで  
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**令和8年(フ)第27号**

長崎県大村市桜馬場2丁目447番地2 パ  
レーシャルオオムラC棟202

債務者 高原久仁子

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 藤森 弘行
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月13日午後1時45分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月7日まで  
長崎地方裁判所大村支部破産係

**令和8年(フ)第27号**

群馬県太田市南矢島町604番地3 メゾン  
ヴァンペール101号

債務者 高塚 剛

- 1 決定年月日時 令和8年3月13日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 川田 篤
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月2日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月8日まで  
前橋地方裁判所太田支部

**令和8年(フ)第79号**

岡山県倉敷市玉島上成530番地11

債務者 清水めぐみ

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小寺 立名
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月14日午前11時15分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月8日まで  
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**令和7年(フ)第2335号**

福岡市早良区小田部5丁目5番15号 ヴィ  
レッタ室見 201号

債務者 岩本 竜也

- 1 決定年月日時 令和8年3月13日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 甲斐田 靖
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月19日午後3時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月8日まで  
福岡地方裁判所第4民事部

**令和8年(フ)第19号**

北海道北見市中ノ島町4丁目7番2号 リ  
バーサイド中ノ島101号

債務者 宮塚 重紀

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 永井 哲男
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月18日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月11日まで  
釧路地方裁判所北見支部破産係

**令和8年(フ)第16号**

新潟県三条市南四日町3丁目1番26号

債務者 川野 久良

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 海津 諭
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月16日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月11日まで  
新潟地方裁判所三条支部

**令和7年(フ)第109号**

新潟県新発田市月岡温泉721番地1 コーポ清  
水A-1

債務者 喜多 保

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 三浦 三蔵
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月3日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月11日まで  
新潟地方裁判所新発田支部

**令和8年(フ)第12号**

新潟県阿賀野市安野町5番27号

債務者 須磨 宏昭

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 若槻 直大
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月3日午前10時20分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月11日まで  
新潟地方裁判所新発田支部

**令和8年(フ)第18号**

岡山県津山市近長40番地

債務者 寺阪 豊

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 箱守 英史
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月22日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月11日まで  
岡山地方裁判所津山支部

**令和7年(フ)第1302号**

宮城県宮城郡利府町菅谷台4丁目2番地3  
シャームゾン菅谷台IV101

債務者 猪股 功大

- 1 決定年月日時 令和8年3月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田中 航
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月8日午前10時40分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月12日まで  
仙台地方裁判所第4民事部破産係

**令和8年(フ)第4号**

滋賀県長浜市鐘紡町1番2-403号 ファ  
ミール長浜式番館

債務者 衣斐 典子

- 1 決定年月日時 令和8年3月13日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 湯坐麻里子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月9日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月12日まで  
大津地方裁判所長浜支部破産係

**令和8年(フ)第131号**

岡山市北区東古松3丁目4番7号 パークサ  
イドフジ201、旧住所岡山市北区東古松2丁  
目10番22号 サーパス東古松通り205号

債務者 兵頭 剛

- 1 決定年月日時 令和8年3月13日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小川 真吾
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月9日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月12日まで  
岡山地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第1327号**

広島県廿日市市佐方2丁目4番26号

債務者 村上 房子

- 1 決定年月日時 令和8年3月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 尾山慎太郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月9日午後4時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月12日まで  
広島地方裁判所民事第4部

**令和8年(フ)第41号**

広島市安佐南区中須1丁目27番17号

債務者 増田 陽子

- 1 決定年月日時 令和8年3月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高尾 靖浩
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月29日午後3時
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月12日まで  
広島地方裁判所民事第4部

**令和8年（フ）第70号**

元住所 広島市安佐南区八木9丁目28番22-403号

債務者 眞田 孝子

- 1 決定年月日時 令和8年3月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 寺本 佳代
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月8日午後3時
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月12日まで  
広島地方裁判所民事第4部

**令和8年（フ）第185号**

広島市安佐南区長束3丁目32番4-201号

債務者 内村 裕一

- 1 決定年月日時 令和8年3月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山口 卓
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月10日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月12日まで  
広島地方裁判所民事第4部

**令和8年（フ）第179号**

さいたま市桜区大字白銀271番地 田中ハイツ206、旧住所さいたま市中央区円阿弥5丁目4番28号 サンリット・ピラ式番館102

債務者 布施 順一

- 1 決定年月日時 令和8年3月12日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 望月 一平
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月27日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月13日まで  
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

**令和8年（フ）第54号**

山梨県甲斐市富竹新田2096番地6 イエローハウスG号室、前住所山梨県甲斐市玉川407番地31

債務者 塩釜 淳

- 1 決定年月日時 令和8年3月13日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 落合 圭子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月25日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月13日まで  
甲府地方裁判所民事部破産係

**令和8年（フ）第25号**

山形県米沢市舘山1丁目1番155号

債務者 遠藤 孝志

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 遠藤 正紀
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年7月16日午前10時25分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月15日まで  
山形地方裁判所米沢支部

**破産手続開始・破産手続廃止  
及び免責許可決定に関する更正**

**令和7年（フ）第8489号**

東京都千代田区岩本町3丁目3-13-805

破産者 平塚 孝子

債務者（破産者）の住所につき、「東京都千代田区岩本町3丁目13-805」とあるのを「東京都千代田区岩本町3丁目3-13-805」と更正する。

令和8年3月12日

東京地方裁判所民事第20部

**破産手続廃止**

**令和7年（フ）第1696号**

さいたま市南区白幡2丁目5番20号 グリーンハイツ参番館301号室

破産者 佐藤 良栄

- 1 決定年月日 令和8年3月12日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

**令和7年（フ）第1001号**

名古屋市長東区梅森坂3丁目3802番地

破産者 株式会社ドリーム工業

- 1 決定年月日 令和8年3月12日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年（フ）第551号**

埼玉県八潮市大曾根1382番地1

破産者 株式会社フルバック

- 1 決定年月日 令和8年3月13日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**令和7年（フ）第219号**

千葉県袖ヶ浦市蔵波1932番地 アドバンスコートA201号

破産者 中澤 洸哉

- 1 決定年月日 令和8年3月13日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
千葉地方裁判所木更津支部

**令和7年（フ）第2268号**

東京都立川市柏町2丁目48番地の3 ばるかしわ103号

破産者 道添 享

- 1 決定年月日 令和8年3月13日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和7年（フ）第2269号**

東京都立川市柏町2丁目48番地の3 ばるかしわ103号

破産者 山口 早苗

- 1 決定年月日 令和8年3月13日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和7年（フ）第79号**

静岡県駿東郡清水町徳倉965番地の5

破産者 株式会社サンケン工務店

- 1 決定年月日 令和8年3月13日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**令和7年（フ）第23号**

広島県尾道市因島中庄町3391番地の1

破産者 有限会社おおはら

- 1 決定年月日 令和8年3月13日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
広島地方裁判所尾道支部

**令和7年（フ）第1394号**

横浜市南区高根町3-17、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区八丁堀2-15-5

破産者 合同会社 e p i

- 1 決定年月日 令和8年3月16日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年（フ）第2902号**

東京都江戸川区中葛西2丁目1番23号

破産者 合同会社ベストラック

- 1 決定年月日 令和8年3月16日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和6年（フ）第52号**

福井県小浜市和多田第31号22番地の1

破産者 株式会社広成

- 1 決定年月日 令和8年3月16日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
福井地方裁判所敦賀支部

**令和6年（フ）第53号**

福井県小浜市和多田第31号22番地の1

破産者 株式会社丸浜

- 1 決定年月日 令和8年3月16日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
福井地方裁判所敦賀支部

**令和5年（フ）第38号**

京都府舞鶴市字浜388番地

破産者 株式会社押谷呉服店

- 1 決定年月日 令和8年3月16日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

**令和6年（フ）第77号**

山口県下関市長府浜浦町10番6号

破産者 株式会社CHAiNON

- 1 決定年月日 令和8年3月16日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
山口地方裁判所下関支部破産係

**令和7年（フ）第96号**

山口県下関市長府安養寺1丁目16番20号  
破産者 株式会社伊藤設備工業所

- 1 決定年月日 令和8年3月16日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
山口地方裁判所下関支部破産係

**破産手続終結****令和6年（フ）第190号**

群馬県館林市尾曳町13番17号  
破産者 有限会社富田屋産業

- 1 決定年月日 令和8年3月10日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。  
前橋地方裁判所太田支部

**令和6年（フ）第2051号**

名古屋市港区十一屋3丁目98番地  
破産者 有限会社由井商店

- 1 決定年月日 令和8年3月12日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和6年（フ）第2914号**

名古屋市東区葵1丁目26番12号  
破産者 株式会社Zaxx

- 1 決定年月日 令和8年3月12日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和6年（フ）第87号**

福岡県豊前市大字四郎丸1086番地1  
破産者 株式会社SDN

- 1 決定年月日 令和8年3月12日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。  
福岡地方裁判所行橋支部破産係

**令和7年（フ）第16号**

兵庫県丹波市氷上町新郷字赤井74番地の1  
破産者 テックエンジニアリング株式会社

- 1 決定年月日 令和8年3月13日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。  
神戸地方裁判所柏原支部

**令和7年（フ）第5号**

福島県郡山市安積町笹川字南向8番地38  
破産者 株式会社エスエス

- 1 決定年月日 令和8年3月16日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。  
福島地方裁判所郡山支部破産係

**令和5年（フ）第40号**

（最後の住所）京都府舞鶴市字浜388番地の1  
破産者 亡押谷美奈子相続財産

- 1 決定年月日 令和8年3月16日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。  
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

**令和6年（フ）第229号**

徳島県徳島市国府町東黒田字桜ノ本62番地  
破産者 有限会社マルサカ食品

- 1 決定年月日 令和8年3月16日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。  
徳島地方裁判所民事部

**令和7年（フ）第16号**

高知県四万十市古津賀1581番地1  
破産者 幡多木材センター株式会社

- 1 決定年月日 令和8年3月16日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。  
高知地方裁判所中村支部

**破産手続終結及び免責許可決定****令和6年（フ）第2053号**

名古屋市熱田区大宝1丁目14番1-1004号  
白鳥パークハイツ日比野東、従前の住所名古屋

- 破産者 由井 明也
- 1 決定年月日 令和8年3月12日
  - 2 主文 本件破産手続を終結する。
  - 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
  - 4 主文 破産者について免責を許可する。  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和6年（フ）第88号**

大分県中津市大字是則971番地1 レオパレス東中津105

- 破産者 中野 茂伸
- 1 決定年月日 令和8年3月12日
  - 2 主文 本件破産手続を終結する。
  - 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
  - 4 主文 破産者について免責を許可する。  
福岡地方裁判所行橋支部破産係

**令和7年（フ）第45号**

鹿児島県伊佐市大口里1898番地5  
破産者 加治木香織

- 1 決定年月日 令和8年3月12日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

**令和7年（フ）第56号**

鹿児島県霧島市国分野口西26番18号  
破産者 寺師 光俊

- 1 決定年月日 令和8年3月12日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

**令和7年（フ）第257号**

埼玉県越谷市西方2丁目4番地19、開始決定時の住所埼玉県越谷市東越谷2丁目2番地9  
レトアB棟102

破産者 池ノ谷勇気

- 1 決定年月日 令和8年3月13日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**令和7年（フ）第17号**

兵庫県丹波市青垣町遠阪1353番地1  
破産者 板場 勇

- 1 決定年月日 令和8年3月13日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
神戸地方裁判所柏原支部

**令和6年（フ）第101号**

広島県三原市本町2丁目5番21号  
破産者 兼森 丹美

- 1 決定年月日 令和8年3月13日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
広島地方裁判所尾道支部

**令和6年（フ）第119号**

広島県三原市本町2丁目5番21号  
破産者 兼森 雅弘

- 1 決定年月日 令和8年3月13日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
広島地方裁判所尾道支部

**令和7年(フ)第6号**

福島県須賀川市向陽町418番地、開始決定時の住所福島県郡山市安積町笹川字南向8番地の38

破産者 長谷川達夫

- 1 決定年月日 令和8年3月16日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
福島地方裁判所郡山支部破産係

**令和7年(フ)第39号**

福島県郡山市八山田西2丁目255番地

破産者 眞野 英介

- 1 決定年月日 令和8年3月16日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
福島地方裁判所郡山支部破産係

**令和7年(フ)第2088号**

東京都多摩市貝取4丁目1番地 2-202、開始決定時の住所横浜市青葉区あざみ野3丁目1番地 あざみ野団地1棟303号

破産者 廣瀬 環

- 1 決定年月日 令和8年3月16日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第6号**

神奈川県横浜市緑区長津田4丁目15番18号 アピスタ107号、開始決定時の住所新潟県佐渡市下新穂475番地2

破産者 藤田 豊美

- 1 決定年月日 令和8年3月16日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
新潟地方裁判所佐渡支部破産係

**令和5年(フ)第39号**

京都府舞鶴市宇浜388番地の1、破産手続開始決定時の住所京都府舞鶴市田中町6番地の16

破産者 押谷 弘

- 1 決定年月日 令和8年3月16日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

**破産債権の届出期間及び一般調査期日**

**令和7年(フ)第505号**

福岡県朝倉市板屋948番地1

破産者 内田 和則

- 1 破産債権の届出期間 令和8年4月10日まで
- 2 一般調査期日 令和8年6月23日午後1時30分  
令和8年3月13日  
福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年(フ)第18号**

福島県南相馬市原町区大木戸字南東方114番地の27

破産者 株式会社門馬技工

- 1 破産債権の届出期間 令和8年4月13日まで
- 2 一般調査期日 令和8年5月28日午後1時30分  
令和8年3月12日  
福島地方裁判所相馬支部

**令和7年(フ)第707号**

広島県廿日市市四季が丘5丁目3番地15

破産者 建田 一輝

- 1 破産債権の届出期間 令和8年4月15日まで
- 2 一般調査期日 令和8年6月22日午前10時  
令和8年3月16日  
広島地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第5088号**

大阪市天王寺区勝山2丁目12番19号

破産者 株式会社創越舎

- 1 破産債権の届出期間 令和8年4月20日まで
- 2 一般調査期日 令和8年5月28日午後2時20分  
令和8年3月13日  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第37号**

大津市仰木の里1丁目4番12号

破産者 深田 惇志

- 1 破産債権の届出期間 令和8年4月27日まで
- 2 一般調査期日 令和8年6月10日午前10時40分  
令和8年3月16日  
大津地方裁判所民事部

**令和7年(フ)第1612号**

福岡県春日市光町2丁目158番地 ウェール春日102号

破産者 都合 弘之

- 1 破産債権の届出期間 令和8年5月7日まで
- 2 一般調査期日 令和8年5月29日午前10時30分  
令和8年3月13日  
福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年(フ)第1487号**

埼玉県戸田市大字下笹目161番地の3 宮崎コーポ101号

破産者 瑞明發展株式会社

- 1 破産債権の届出期間 令和8年5月8日まで
- 2 一般調査期日 令和8年6月17日午後1時40分  
令和8年3月13日  
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

**書面による計算報告**

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

**令和7年(フ)第84号**

宮崎市恒久2丁目2番地26 エンカレムⅡ101号

破産者 坂本 智美

- 異議申述期間 令和8年4月27日まで  
令和8年3月16日  
宮崎地方裁判所破産係

**令和7年(フ)第560号**

宮崎市大字小松977番地1 テル・クレール502号

破産者 大城みゆき

- 異議申述期間 令和8年4月27日まで  
令和8年3月16日  
宮崎地方裁判所破産係

**令和5年(フ)第48号**

宮崎県日向市東郷町山陰丙1065番地2、開始決定時の住所宮崎県東臼杵郡門川町平城西10番10号

破産者 森 英一

- 異議申述期間 令和8年4月27日まで  
令和8年3月16日  
宮崎地方裁判所延岡支部

**令和7年(フ)第3128号**

大阪府箕面市小野原東5丁目19番24-305号  
破産者 日野 宅満

- 異議申述期間 令和8年5月8日まで  
令和8年3月13日  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第5293号**

大阪市中央区東心斎橋1丁目18番3号

破産者 井上 行生

- 異議申述期間 令和8年5月8日まで  
令和8年3月13日  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和4年(フ)第11号**

山口市白石3丁目7番4号

破産者 株式会社田村邸

- 異議申述期間 令和8年5月18日まで  
令和8年3月16日  
山口地方裁判所民事部破産係

**免責審尋期日**

**令和7年(フ)第7037号**

東京都中央区勝どき1丁目8-1-4206、開始決定時の住所東京都江東区豊洲3丁目6-5-4305

破産者 廣田都運こと 片 鐘漢

- 審尋期日 令和8年5月25日午後2時30分  
令和8年3月11日  
東京地方裁判所民事第20部

**特別清算開始**

**令和8年(ヒ)第3005号**

大阪市鶴見区今津中5丁目1番20号

清算株式会社 東都株式会社

代表清算人 戸川 孝雄

- 1 決定年月日 令和8年3月11日
- 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和8年(ヒ)第3006号**

大阪市鶴見区今津中5丁目1番20号

清算株式会社 株式会社テクノ東都

代表清算人 戸川 孝雄

- 1 決定年月日 令和8年3月11日
- 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和8年(ヒ)第3008号**

大阪府東大阪市池之端町8番18号  
清算株式会社 アイティ株式会社  
代表清算人 池端 一

- 1 決定年月日 令和8年3月12日
- 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

大阪地方裁判所第6民事部

**再生手続開始****令和8年(再)第4号**

栃木県佐野市越名町2066番地3  
再生債務者 石井 克幸

- 1 決定年月日時 令和8年3月12日午後2時30分
- 2 主文 再生債務者について再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月7日まで
- 4 再生債権の一般調査期間 令和8年5月19日から令和8年5月26日まで

東京地方裁判所民事第20部

**小規模個人再生による再生手続開始****令和7年(再イ)第34号**

愛知県豊橋市飯村町字西山25番地19 レザン  
KAORU103

再生債務者 杉浦 宏哉

- 1 決定年月日時 令和8年3月10日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月31日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月7日から令和8年4月14日まで

名古屋地方裁判所豊橋支部

**令和8年(再イ)第1号**

栃木県真岡市鷺巣266番地1

再生債務者 百目鬼一則

- 1 決定年月日時 令和8年3月11日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月1日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月15日から令和8年4月23日まで

宇都宮地方裁判所真岡支部

**令和7年(再イ)第29号**

愛知県豊橋市下地町字境田113番地1 シヤ  
ンテ豊橋1A

再生債務者 日浦 昭人

- 1 決定年月日時 令和8年3月11日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月1日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月8日から令和8年4月15日まで

名古屋地方裁判所豊橋支部

**令和8年(再イ)第1号**

北海道厚岸郡厚岸町港町3丁目139番地

再生債務者 谷口 拓之

- 1 決定年月日時 令和8年3月12日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月16日から令和8年4月23日まで

釧路地方裁判所民事部

**令和8年(再イ)第17号**

さいたま市中央区鈴谷5丁目15番9号 5丁  
目ビル302

再生債務者 山本 大地

- 1 決定年月日時 令和8年3月12日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月16日から令和8年4月23日まで

さいたま地方裁判所第3民事部

**令和8年(再イ)第5号**

埼玉県草加市稲荷4丁目11番30号

再生債務者 三浦 雅史

- 1 決定年月日時 令和8年3月12日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月16日から令和8年4月27日まで

さいたま地方裁判所越谷支部再生係

**令和8年(再イ)第23号**

千葉県習志野市東習志野5-31-15 2F  
(住民票上の住所東京都板橋区小豆沢2丁目  
20番18号)

再生債務者 井上 盛一

- 1 決定年月日時 令和8年3月12日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月16日から令和8年4月30日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

**令和8年(再イ)第31号**

千葉市美浜区高洲4丁目5番5棟204号

再生債務者 蒲原 智義

- 1 決定年月日時 令和8年3月12日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月16日から令和8年4月30日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

**令和7年(再イ)第42号**

千葉県木更津市小浜282番地1

再生債務者 三浦祐美子(旧姓奥村)

- 1 決定年月日時 令和8年3月12日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月16日から令和8年4月30日まで

千葉地方裁判所木更津支部

**令和8年(再イ)第9号**

千葉県君津市常代1丁目18番21号

再生債務者 本田 雅樹

- 1 決定年月日時 令和8年3月12日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月16日から令和8年4月30日まで

千葉地方裁判所木更津支部

**令和7年(再イ)第316号**

名古屋市昭和区陶生町2丁目24番地の8 L  
i f e i n n 桜山東館204号

再生債務者 若原 昌志

- 1 決定年月日時 令和8年3月12日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月9日から令和8年4月16日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

**令和8年(再イ)第8号**

名古屋市中川区戸田ゆたか1丁目405番地の6

再生債務者 高手 麻衣

- 1 決定年月日時 令和8年3月12日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月9日から令和8年4月16日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

**令和8年(再イ)第16号**

愛知県弥富市五明町築留1904番地1 リサイ  
ア B-101

再生債務者 肥田瀬理菜

- 1 決定年月日時 令和8年3月12日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月9日から令和8年4月16日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

**令和8年(再イ)第28号**

愛知県大府市長草町峯68番地 グリーンヒル  
ズ202号室

再生債務者 弘重 早紀

- 1 決定年月日時 令和8年3月12日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月9日から令和8年4月16日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

**令和8年(再イ)第33号**

名古屋市南区元塩町5丁目1番地の1 ドミ  
トリ一笠寺1号棟1823号

再生債務者 出口 佑馬

- 1 決定年月日時 令和8年3月12日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月9日から令和8年4月16日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

**令和8年（再イ）第49号**

愛知県西春区井郡豊山町大字青山字金剛71番地1 ルネサンス青山II 103  
再生債務者 北島 昌幸

- 1 決定年月日時 令和8年3月12日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月9日から令和8年4月16日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

**令和8年（再イ）第1号**

愛知県一宮市大毛字西新開119番地9  
再生債務者 有松 浩一

- 1 決定年月日時 令和8年3月12日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月9日から令和8年4月16日まで

名古屋地方裁判所一宮支部

**令和8年（再イ）第6号**

愛知県一宮市木曾川町玉ノ井字宮前51番地  
再生債務者 北島 郷

- 1 決定年月日時 令和8年3月12日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月9日から令和8年4月16日まで

名古屋地方裁判所一宮支部

**令和8年（再イ）第16号**

愛知県一宮市時之島字妙光寺27番地1  
再生債務者 春日井大士

- 1 決定年月日時 令和8年3月12日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月9日から令和8年4月16日まで

名古屋地方裁判所一宮支部

**令和7年（再イ）第53号**

青森市小柳3丁目8番3号  
再生債務者 大矢 拓人

- 1 決定年月日時 令和8年3月13日午後1時30分
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月3日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月10日から令和8年4月24日まで

青森地方裁判所民事部再生係

**令和7年（再イ）第133号**

千葉県柏市高柳新田17番地143  
再生債務者 吉田 泰理

- 1 決定年月日時 令和8年3月6日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月3日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月10日から令和8年4月24日まで

千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和8年（再イ）第4号**

千葉県我孫子市並木6丁目4番9号  
再生債務者 益山 重人

- 1 決定年月日時 令和8年3月6日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月3日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月10日から令和8年4月24日まで

千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和8年（再イ）第12号**

三重県四日市市生桑町2273番地111  
再生債務者 西尾 和弘

- 1 決定年月日時 令和8年3月13日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月3日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月10日から令和8年4月17日まで

津地方裁判所四日市支部

**令和8年（再イ）第2号**

山口県下関市上新地町5丁目13番15号  
再生債務者 山田 敏裕

- 1 決定年月日時 令和8年3月13日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月3日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月17日から令和8年4月24日まで

山口地方裁判所下関支部再生係

**令和8年（再イ）第10号**

愛媛県松山市南斎院町951番地14  
再生債務者 福岡 智亮

- 1 決定年月日時 令和8年3月13日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月3日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月10日から令和8年4月17日まで

松山地方裁判所民事部

**令和8年（再イ）第13号**

千葉県松戸市小山21番地の1 サンジュピランA棟201号  
再生債務者 坂口 裕美（旧姓齋藤）

- 1 決定年月日時 令和8年3月9日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月13日から令和8年4月27日まで

千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和7年（再イ）第290号**

福岡市東区香椎3丁目42番7号  
再生債務者 松尾宗一郎

- 1 決定年月日時 令和8年3月10日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月7日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月14日から令和8年4月21日まで

福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年（再イ）第344号**

福岡市東区香椎3丁目42番7号  
再生債務者 松尾奈緒子

- 1 決定年月日時 令和8年3月10日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月7日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月14日から令和8年4月21日まで

福岡地方裁判所第4民事部

**令和8年（再イ）第40号**

福岡市城南区堤2丁目29番8号  
再生債務者 久保 雄介

- 1 決定年月日時 令和8年3月10日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月7日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月14日から令和8年4月21日まで

福岡地方裁判所第4民事部

**令和8年（再イ）第51号**

福岡県那珂川市片縄西2丁目1番10号  
再生債務者 大曲 嘉教

- 1 決定年月日時 令和8年3月10日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月7日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月14日から令和8年4月21日まで

福岡地方裁判所第4民事部

**令和8年（再イ）第4号**

鹿児島市石谷町2366番地57  
再生債務者 吉井 重孝

- 1 決定年月日時 令和8年3月10日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月7日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月21日から令和8年4月28日まで

鹿児島地方裁判所民事第3部再生係

**令和8年（再イ）第9号**

鹿児島市東坂元3丁目35番10-1号  
再生債務者 山之内秀敏

- 1 決定年月日時 令和8年3月10日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月7日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月21日から令和8年4月28日まで

鹿児島地方裁判所民事第3部再生係

**令和8年（再イ）第6号**

和歌山県紀の川市古和田163番地8  
再生債務者 吉田のぞみ

- 1 決定年月日時 令和8年3月11日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月8日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月22日から令和8年4月30日まで

宇都宮地方裁判所足利支部

**令和8年(再イ)第24号**

千葉県柏市南逆井7丁目10番26号  
再生債務者 桂 歩

- 1 決定年月日時 令和8年3月6日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月8日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月10日から令和8年4月24日まで

千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和8年(再イ)第6号**

山梨県笛吹市八代町北523番地5  
再生債務者 廣瀬 岩男

- 1 決定年月日時 令和8年3月11日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月8日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月22日から令和8年5月13日まで

甲府地方裁判所民事部破産係

**令和8年(再イ)第18号**

大阪府岸和田市八阪町3丁目4番14号  
再生債務者 菊地 正史

- 1 決定年月日時 令和8年3月11日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月8日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月15日から令和8年4月30日まで

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

**令和8年(再イ)第29号**

神戸市中央区加納町3丁目11番18—1001号  
再生債務者 下城 聖史

- 1 決定年月日時 令和8年3月11日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月8日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月15日から令和8年4月30日まで

神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

**令和8年(再イ)第1号**

兵庫県淡路市志筑1624番地4 グランシャリオ202号

再生債務者 大黒 昇

- 1 決定年月日時 令和8年3月11日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月8日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月15日から令和8年4月22日まで

神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

**令和7年(再イ)第53号**

奈良市佐保台西町104番地 ヴェルドミール平城山302号

再生債務者 長谷川佳代

- 1 決定年月日時 令和8年3月11日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月8日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月16日から令和8年4月30日まで

奈良地方裁判所

**令和8年(再イ)第52号**

福岡市博多区昭南町2丁目3番25—202号

アルカディア昭南

再生債務者 高野 真也

- 1 決定年月日時 令和8年3月11日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月8日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月15日から令和8年4月22日まで

福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年(再イ)第119号**

北九州市八幡西区浅川学園台1丁目14番6号  
再生債務者 高倉亜木子

- 1 決定年月日時 令和8年3月11日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月8日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月15日から令和8年4月22日まで

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

**令和7年(再イ)第6号**

鹿児島県鹿屋市串良町有里8164番地3

再生債務者 市来 敏和

- 1 決定年月日時 令和8年3月11日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月8日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月22日から令和8年4月30日まで

鹿児島地方裁判所鹿屋支部再生係

**令和7年(再イ)第8号**

鹿児島県鹿屋市串良町上小原4643番地2  
再生債務者 山下 翔

- 1 決定年月日時 令和8年3月11日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月8日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月22日から令和8年4月30日まで

鹿児島地方裁判所鹿屋支部再生係

**令和7年(再イ)第78号**

川崎市中原区新城5丁目1番8号 島村ビル3F

再生債務者 宮下 啓治

- 1 決定年月日時 令和8年3月12日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月23日から令和8年5月7日まで

横浜地方裁判所川崎支部破産係

**令和8年(再イ)第13号**

川崎市麻生区白山1丁目2番4—107号

再生債務者 齋藤 柊

- 1 決定年月日時 令和8年3月12日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月23日から令和8年5月7日まで

横浜地方裁判所川崎支部破産係

**令和8年(再イ)第8号**

新潟県柏崎市新田畑5番22号

再生債務者 阿部 祥之

- 1 決定年月日時 令和8年3月12日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月23日から令和8年5月14日まで

新潟地方裁判所長岡支部再生係

**令和8年(再イ)第1号**

静岡県富士市南松野2768番地の1 P. B. スクエア301号

再生債務者 望月太加実

- 1 決定年月日時 令和8年3月12日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月16日から令和8年4月27日まで

静岡地方裁判所富士支部破産係

**令和8年(再イ)第10号**

静岡県富士宮市北山5074番地

再生債務者 小松 大介

- 1 決定年月日時 令和8年3月12日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月16日から令和8年4月27日まで

静岡地方裁判所富士支部破産係

**令和8年(再イ)第5号**

京都市南区吉祥院東砂ノ町41番地 コーポ川久 301号室

再生債務者 兒玉 忠生

- 1 決定年月日時 令和8年3月12日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月16日から令和8年4月27日まで

京都地方裁判所第5民事部再生係

**令和8年(再イ)第10号**

京都市東山区本町2丁目87番地5

再生債務者 馬本 正紀

- 1 決定年月日時 令和8年3月12日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月16日から令和8年4月27日まで

京都地方裁判所第5民事部再生係

**令和8年(再イ)第22号**

京都市西京区桂北滝川町59番地 カストルム滝川 308

再生債務者 橋本 拓磨

- 1 決定年月日時 令和8年3月12日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月16日から令和8年4月27日まで

京都地方裁判所第5民事部再生係

**令和7年(再イ)第525号**

大阪市天王寺区上本町9丁目5番2号(営業所の住所 大阪市天王寺区堂ヶ芝1丁目10-20-101)

再生債務者 りずむ整骨院こと 塩谷 拓也

- 1 決定年月日時 令和8年3月12日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月16日から令和8年4月30日まで

大阪地方裁判所第6民事部

**令和8年(再イ)第68号**

大阪府東大阪市花園本町1丁目12番6号  
ロータリーハイツ花園 209

再生債務者 橋元 聖治

- 1 決定年月日時 令和8年3月12日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月16日から令和8年4月30日まで

大阪地方裁判所第6民事部

**令和8年(再イ)第86号**

大阪府摂津市千里丘東4丁目26番19号

再生債務者 植永 翔

- 1 決定年月日時 令和8年3月12日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月16日から令和8年4月30日まで

大阪地方裁判所第6民事部

**令和8年(再イ)第6号**

堺市西区浜寺諏訪森町西3丁222番地1 ユニハイム浜寺諏訪ノ森205号

再生債務者 小山 隆

- 1 決定年月日時 令和8年3月12日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月16日から令和8年4月30日まで

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

**令和8年(再イ)第25号**

大阪府泉南市樽井5丁目22番7号 あびたV102号

再生債務者 上之郷谷湧

- 1 決定年月日時 令和8年3月12日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月16日から令和8年4月30日まで

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

**令和7年(再イ)第143号**

広島市西区南観音2丁目3番17-307号

再生債務者 濱田満理奈

- 1 決定年月日時 令和8年3月12日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月16日から令和8年4月30日まで

広島地方裁判所民事第4部

**令和7年(再イ)第42号**

徳島県鳴門市大麻町市場字小桑木36番地1

再生債務者 尾上 淳一

- 1 決定年月日時 令和8年3月12日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月23日から令和8年4月30日まで

徳島地方裁判所民事部

**令和7年(再イ)第358号**

福岡市城南区宝台団地2番408号

再生債務者 右寺 一恵

- 1 決定年月日時 令和8年3月12日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月16日から令和8年4月23日まで

福岡地方裁判所第4民事部

**令和8年(再イ)第58号**

福岡県糟屋郡新宮町大字三代883番地11

再生債務者 吉川 大志

- 1 決定年月日時 令和8年3月12日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月16日から令和8年4月23日まで

福岡地方裁判所第4民事部

**令和8年(再イ)第13号**

福岡県遠賀郡芦屋町白浜町6番7号

再生債務者 安高 光久

- 1 決定年月日時 令和8年3月12日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月16日から令和8年4月23日まで

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

**令和8年(再イ)第28号**

北九州市小倉南区長野1丁目14番6号(102)

再生債務者 大杉 勇真

- 1 決定年月日時 令和8年3月12日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月16日から令和8年4月23日まで

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

**令和8年(再イ)第10号**

鹿児島市与次郎2丁目6番6-1407号

再生債務者 竹下純一郎

- 1 決定年月日時 令和8年3月12日午後0時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月23日から令和8年4月30日まで

鹿児島地方裁判所民事第3部再生係

**令和7年(再イ)第74号**

埼玉県草加市西町574番地19

再生債務者 コンシニエ ニコラス レネ ヘネリ

- 1 決定年月日時 令和8年3月13日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月3日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月17日から令和8年4月27日まで

さいたま地方裁判所越谷支部再生係

**令和7年(再イ)第89号**

埼玉県越谷市弥生町3番24号 ヒルクレスト越谷602

再生債務者 國津 大晟

- 1 決定年月日時 令和8年3月13日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月3日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月17日から令和8年4月27日まで

さいたま地方裁判所越谷支部再生係

**令和8年(再イ)第9号**

埼玉県春日部市大畑212番地1 クレール武里204

再生債務者 藤井 幸恵

- 1 決定年月日時 令和8年3月13日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月3日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月17日から令和8年4月27日まで

さいたま地方裁判所越谷支部再生係

**令和8年(再イ)第37号**

千葉県緑区おゆみ野5丁目40番地5 アルヴェフォーレおゆみ野201号

再生債務者 池端 幸伸

- 1 決定年月日時 令和8年3月13日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月3日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月17日から令和8年5月1日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

**令和8年(再イ)第30号**

愛知県春日井市大泉寺町220番地4

再生債務者 太田 準

- 1 決定年月日時 令和8年3月13日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月3日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月10日から令和8年4月17日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

**令和8年(再イ)第34号**

愛知県東海市加木屋町白拍子142番地の2

再生債務者 永井 悠矢

- 1 決定年月日時 令和8年3月13日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月3日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月10日から令和8年4月17日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

**令和8年(再イ)第6号**

北海道小樽市花園4丁目18番14号 花園コーポ2階中

再生債務者 丸山 智規

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月20日から令和8年4月27日まで

札幌地方裁判所小樽支部

**令和8年(再イ)第13号**

神奈川県平塚市田村1丁目11番19-504号  
ダイアパレス平塚第5

再生債務者 岩崎 正孝

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月20日から令和8年4月27日まで

横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

**令和8年(再イ)第12号**

岡山県総社市真壁850番地9 グレース・ヒダ 106号

再生債務者 藤本 隼人

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月20日から令和8年4月30日まで

岡山地方裁判所倉敷支部

**令和8年(再イ)第7号**

愛媛県松山市古川南3丁目21番9号 ハイカムール古川103号

再生債務者 河内 秀樹

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月13日から令和8年4月20日まで

松山地方裁判所民事部

**令和8年(再イ)第2号**

沖縄県沖縄市美里仲原町6番13号 セジュール美里101号室

再生債務者 比嘉 友和

- 1 決定年月日時 令和8年3月12日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月23日から令和8年4月30日まで

那覇地方裁判所沖縄支部破産係

**令和7年(再イ)第68号**

相模原市南区上鶴間4丁目19番42-4号

再生債務者 村島 和宏

- 1 決定年月日時 令和8年3月13日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月10日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月24日から令和8年5月1日まで

横浜地方裁判所相模原支部

**令和8年(再イ)第36号**

大阪府東大阪市菱江6丁目6番21号(前住所  
大阪府茨木市豊川2丁目13番25-108号)

再生債務者 豊川 誠

- 1 決定年月日時 令和8年3月13日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月10日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月17日から令和8年5月1日まで

大阪地方裁判所第6民事部

**令和8年(再イ)第59号**

大阪府東大阪市日下町1丁目4番34号

再生債務者 山口 興一

- 1 決定年月日時 令和8年3月13日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月10日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月17日から令和8年5月1日まで

大阪地方裁判所第6民事部

**令和8年(再イ)第16号**

福岡市博多区堅粕4丁目19番23-105号 リブリ・Helios博多

再生債務者 窪田 純

- 1 決定年月日時 令和8年3月13日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月10日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月17日から令和8年4月24日まで

福岡地方裁判所第4民事部

**令和8年(再イ)第2号**

新潟県新発田市中田町2丁目17番16号

再生債務者 佐藤 智幸

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月27日から令和8年5月18日まで

新潟地方裁判所新発田支部

**令和8年(再イ)第6号**

長野県大町市大町6908番地16

再生債務者 相原 豊

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月27日から令和8年5月7日まで

長野地方裁判所松本支部

**令和8年(再イ)第8号**

宮崎県都城市上水流町2399番地3

再生債務者 亀澤 修平

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月27日から令和8年5月7日まで

宮崎地方裁判所都城支部

**小規模個人再生による書面決議に付する決定****令和7年(再イ)第310号**

愛知県知多郡阿久比町大字白沢字池下15番地5 池下テラス205号

再生債務者 肥田久美子

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年3月10日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月3日まで

令和8年3月13日

名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(再イ)第28号**

岐阜県瑞浪市山田町332番地の2 新ナカヤマ 203号

再生債務者 キノシタ ロイビ エンリケズ

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年3月9日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月6日まで

令和8年3月16日

岐阜地方裁判所多治見支部

**令和7年(再イ)第15号**

岐阜県高山市上岡本町2丁目260番地10

再生債務者 大江 千代

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年3月9日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月6日まで

令和8年3月16日

岐阜地方裁判所高山支部再生係

**令和7年(再イ)第121号**

愛知県岡崎市榎山町字市場61番地1

再生債務者 DGindustryこと 西村 文生

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年3月3日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月6日まで

令和8年3月16日

名古屋地方裁判所岡崎支部

**令和7年(再イ)第17号**

三重県志摩市阿児町甲賀3101番地7 マル光ハイツク号

再生債務者 廣 藤代

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年3月10日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月6日まで

令和8年3月16日

津地方裁判所伊勢支部再生係

**令和7年(再イ)第265号**

大阪市港区弁天2丁目8番3号  
再生債務者 Sキャストイングこと 佐々木広行

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月11日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月10日まで  
令和8年3月13日

大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(再イ)第502号**

大阪府枚方市野村元町22番4—201号(営業所の住所 大阪府枚方市津田北町2—34—24—2階)

再生債務者 ポーラ枚方津田店ことB' Leedsこと 古波藏明美

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月11日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月10日まで  
令和8年3月13日

大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(再イ)第577号**

大阪市住之江区西住之江3丁目4番21号  
再生債務者 勝田 隆文

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月4日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月10日まで  
令和8年3月13日

大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(再イ)第578号**

大阪市住之江区西住之江3丁目4番21号  
再生債務者 勝田 陽子

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月6日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月10日まで  
令和8年3月13日

大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(再イ)第1号**

北海道虻田郡二セコ町字富士見162番地3  
再生債務者 岸本 龍

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月24日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月13日まで  
令和8年3月16日 札幌地方裁判所岩内支部

**令和7年(再イ)第27号**

北海道北斗市七重浜5丁目12番12号  
再生債務者 東海林 力

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月9日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月13日まで  
令和8年3月16日 函館地方裁判所

**令和7年(再イ)第38号**

群馬県太田市大原町400番地44  
再生債務者 金子 昌弘

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月13日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月13日まで  
令和8年3月12日 前橋地方裁判所太田支部

**令和7年(再イ)第34号**

石川県河北部内灘町字千鳥台5丁目60番地  
再生債務者 大杉 竜嗣

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月9日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月13日まで  
令和8年3月16日 金沢地方裁判所民事部

**令和7年(再イ)第44号**

長野県松本市大字寿豊丘412番地2  
再生債務者 牟禮 明典

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月2日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月13日まで  
令和8年3月16日 長野地方裁判所松本支部

**令和7年(再イ)第51号**

滋賀県草津市矢橋町1926番地2  
再生債務者 宇野 幸絵

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月9日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月13日まで  
令和8年3月16日 大津地方裁判所民事部再生係

**令和7年(再イ)第12号**

佐賀県伊万里市黒川町大黒川1470番地4 名村団地E2  
再生債務者 河野 仁稔

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月11日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月13日まで  
令和8年3月16日 佐賀地方裁判所武雄支部破産再生係

**令和7年(再イ)第124号**

京都市伏見区両替町15丁目123番地1  
再生債務者 川北 智矢

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月2日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月16日まで  
令和8年3月16日 京都地方裁判所第5民事部再生係

**令和7年(再イ)第148号**

京都市伏見区向島四ツ谷池14—1 向島市営住宅5街区4号棟311号、住民票上の住所京都府宇治市榎島町本屋敷40番地の1 グリーントウン榎島202棟504号  
再生債務者 杉本 浩二

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月7日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月16日まで  
令和8年3月16日 京都地方裁判所第5民事部再生係

**令和7年(再イ)第248号**

福岡市博多区西春町2丁目4番15号 西日本鉄道(株)西鉄雑餉隈寮411号  
再生債務者 藤木 潤一

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月18日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年4月3日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月3日まで  
令和8年3月13日 福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年(再イ)第23号**

鳥取県西伯郡南部町田住636番地  
再生債務者 吉持 拓哉

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月3日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年4月6日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月6日まで  
令和8年3月16日 鳥取地方裁判所米子支部

**令和7年(再イ)第56号**

岡山県倉敷市連島中央3丁目1番2—1号  
再生債務者 池田 誠

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月16日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年4月6日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月6日まで  
令和8年3月16日 岡山地方裁判所倉敷支部

**令和7年(再イ)第46号**

香川県高松市円座町2255番地34  
再生債務者 森上 幸男

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月11日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年4月13日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月13日まで  
令和8年3月16日 高松地方裁判所民事部破産・再生係

**小規模個人再生による再生計画不認可****令和7年(再イ)第16号**

北海道小樽市長橋4丁目10番32号  
再生債務者 玉橋 拓巳

- 1 主文 本件再生計画を認可しない。
- 2 理由の要旨 令和8年3月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法174条2項2号に定める事由がある。  
令和8年3月16日 札幌地方裁判所小樽支部

**小規模個人再生による再生手続廃止****令和7年(再イ)第53号**

大分市賀来北2丁目20番16—505号 インベリアルKAKU  
再生債務者 小野 善三

- 1 主文 本件再生手続を廃止する。
- 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法191条2号に定める事由がある。  
令和8年3月12日 大分地方裁判所民事第1部破産再生係

給与所得者等再生による再生  
手続開始

令和8年(再口)第1号

千葉県茂原市南吉田41-4

再生債務者 井合 和也

- 1 決定年月日時 令和8年3月13日午後3時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月3日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月17日から令和8年5月1日まで

千葉地方裁判所一宮支部再生係

令和8年(再口)第2号

岡山市南区藤田527番地14

再生債務者 藤田 直樹

- 1 決定年月日時 令和8年3月13日午前11時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月7日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月17日から令和8年4月27日まで

岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(再口)第1号

兵庫県丹波篠山市高屋80番地1

再生債務者 芦田 秀人

- 1 決定年月日時 令和8年3月13日午後4時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月10日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月17日から令和8年5月1日まで

神戸地方裁判所柏原支部

令和7年(再口)第11号

福岡市博多区美野島2丁目9番14-103号

Grande美野島

再生債務者 西川 太輝

- 1 決定年月日時 令和8年3月13日午前10時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月10日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月17日から令和8年4月24日まで

福岡地方裁判所第4民事部

給与所得者等再生による再生  
計画案についての意見聴取

令和7年(再口)第2号

岐阜県下呂市萩原町中呂868番地

再生債務者 大前 慎一

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和8年3月6日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べる事ができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和8年4月6日まで

岐阜地方裁判所高山支部再生係

令和7年(再口)第2号

福島県郡山市安積町成田字田向150番地の196

再生債務者 大川原麻衣

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和8年2月6日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べる事ができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和8年4月15日まで

福島地方裁判所郡山支部再生係

給与所得者等再生による再生  
計画認可

令和7年(再口)第13号

神戸市長田区久保町10丁目5番8-1号(従前の住所) 神戸市須磨区大田町1丁目2番13号サンビレッジ板宿302号

再生債務者 治谷 猛

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和8年3月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年3月13日

神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

令和7年(再口)第1号

広島県呉市押込西平町21番19号

再生債務者 夕永 眞二

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和8年3月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年3月16日 広島地方裁判所呉支部

所有者不明土地及び建物管理  
命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることとなります。

令和8年(チ)第9号

神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所  
申立人 神戸市建築住宅局長 根岸 芳之  
(亡下原義隆の最後の住所) 神戸市北区鈴蘭台西町2丁目2番14号  
所有者 亡下原義隆相続財産  
届出期間満了日 令和8年5月12日  
令和8年3月12日 神戸地方裁判所(別紙) 物件目録

- 1 所在 神戸市北区鈴蘭台西町二丁目 地番 6番16 地目 宅地 地積 50.44平方メートル
- 2 所在 神戸市北区鈴蘭台西町二丁目 地番 6番15 地目 宅地 地積 68.23平方メートル 持分 160分の20 亡下原義隆相続財産
- 3 所在 神戸市北区鈴蘭台西町二丁目 地番 6番30 地目 公衆用道路 地積 5.48平方メートル 持分 160分の20 亡下原義隆相続財産
- 4 所在 神戸市北区鈴蘭台西町二丁目6番地16 家屋番号 6番16 種類 居宅 構造 木造瓦葺2階建 床面積 1階 33.46平方メートル 2階 30.71平方メートル

企業年金基金変更公告

ジェイティービー企業年金基金の事務所の所在地に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第9条の規定により次のように公告します。

1. 新事務所の所在地 東京都港区東新橋一丁目5番2号汐留シティセンター6階
2. 旧事務所の所在地 東京都品川区東品川二丁目3番11号
3. 変更年月日 令和8年3月16日

令和8年3月25日  
ジェイティービー企業年金基金  
理事長 大八木勢一

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済
- (乙) 掲載紙 官報  
掲載の日付 令和七年四月二十四日  
掲載頁 七十三頁(号外第九十二号)  
令和八年三月二十五日  
東京都新宿区市谷本村町三番二九号  
(甲) 株式会社エーシエント・インシユアランス・グループ  
代表取締役 一戸 敏  
熊本市中央区南熊本五丁目一番一  
(乙) 株式会社保険ショップエーシエント  
代表取締役 一戸 敏

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することになりました。効力発生日は令和八年五月一日であり、各社の株主総会の承認決議は令和八年四月一日に予定しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 掲載紙 官報  
掲載の日付 令和八年三月十七日  
掲載頁 一一五頁(号外第五十四号)
- (乙) 掲載紙 官報  
掲載の日付 令和八年三月十七日  
掲載頁 一一二頁(号外第五十四号)
- (丙) 掲載紙 官報  
掲載の日付 令和八年三月十七日  
掲載頁 一一四頁(号外第五十四号)  
令和八年三月二十五日  
東京都千代田区永田町二丁目一一一  
(甲) 株式会社越中興産  
代表取締役 中山 亮一  
東京都千代田区平河町一丁目六番一五号  
(乙) 株式会社鳥居坂倶楽部  
代表取締役 稲葉 孝史  
東京都港区六本木五丁目二番五号  
(丙) 株式会社八生社  
代表取締役 稲葉 孝史

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにしたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 官報

掲載の日付 令和八年一月二十六日

掲載頁 七十八頁(号外第十六号)

(乙) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年十一月五日

掲載頁 七十三頁(号外第二四四号)

令和八年三月二十五日

愛知県一宮市伝法寺五丁目一五番地六

(甲) MSD企業投資A号株式会社

代表取締役 嶋津 真樹

愛知県一宮市伝法寺五丁目一五番地六

(乙) 株式会社岐阜タヌメンBBC

代表取締役 嶋津 真樹

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにしたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 日刊工業新聞

掲載の日付 令和八年三月十日

掲載頁 九頁

(乙) 掲載 日刊工業新聞

掲載の日付 令和八年三月十日

掲載頁 九頁

(丙) 掲載 官報

掲載の日付 令和八年三月十日

掲載頁 九十五頁(号外第四十九号)

令和八年三月二十五日

大阪府摂津市千里丘東一丁目一一番九号

(甲) 株式会社ナンコーポレーション

代表取締役 南野 剛之

大阪府摂津市千里丘東一丁目一一番九号

(乙) 株式会社ナン

代表取締役 南野 剛之

大阪府摂津市千里丘東一丁目一一番九号

(丙) 株式会社CGT

代表取締役 南野 剛之

大阪府摂津市千里丘東一丁目一一番九号

代表取締役 南野 剛之

代表取締役 南野 剛之

代表取締役 南野 剛之

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにしたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和八年一月十五日

掲載頁 一一九頁(号外第八号)

(乙) 掲載紙 日刊工業新聞

掲載の日付 令和八年一月九日

掲載頁 二頁

令和八年三月二十五日

兵庫県神崎郡神河町上小田八八一番地一四

六 (甲) 株式会社MERIゾート播磨

代表取締役 正垣 努

福島県耶麻郡北塩原村大字檜原字小野川原

一〇九二番地一一

(乙) 株式会社真摺梯ライジングサンホ

テル 代表取締役 一ノ本達己

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにしたしました。この合併に対し異議のある債権者は、令和八年四月二十七日までにお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 官報

掲載の日付 令和八年三月十六日

掲載頁 一八五頁(号外第五十三号)

(乙) 掲載 官報

掲載の日付 令和八年三月十六日

掲載頁 一八六頁(号外第五十三号)

令和八年三月二十五日

神戸市北区山田町小部字広苅一八番地

(甲) 株式会社西宮モコ

代表取締役 新井 稔史

神戸市北区山田町小部広刈一八番地

(乙) 株式会社北神モコ

代表取締役 新井 稔史

代表取締役 新井 稔史

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙が営む農業用機械製造業及び産業用運搬車両製造業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。

(乙) 掲載 宮古毎日新聞

掲載の日付 令和八年二月七日

掲載頁 八頁

令和八年三月二十五日

東京都中央区晴海一丁目八番一〇号

(甲) 関東農機株式会社

代表取締役 吉岡 昌俊

栃木県小山市大字横倉新田四九三番地

(乙) 関東農機株式会社

代表取締役 稲葉 茂房

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の一切の事業(但し、乙が保有する不動産である①秋山ビル、②FABRIC渋谷、③FABRIC代々木上原、④ALLURE渋谷、⑤ALLURE西船橋、⑥オークウッドアパートメント西新宿、⑦第一東和ビル、及び⑧桜橋ハイムに係る一切の事業、並びに、飯田グループホールディングス株式会社の発行済株式の保有及び運用に係る事業を除きます。)に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 日刊工業新聞

掲載の日付 令和八年三月二十四日

掲載頁 三頁

(乙) 掲載紙 日刊工業新聞

掲載の日付 令和八年三月二十四日

掲載頁 三頁

掲載の日付 令和八年三月二十四日

掲載頁 三頁

掲載の日付 令和八年三月二十四日

掲載頁 三頁

令和八年三月二十五日

東京都港区虎ノ門二丁目四番七号T-11 T E七階

(甲) 株式会社バンブーフィールドホー ルディングス

代表取締役 佐々野泰将

東京都港区虎ノ門二丁目四番七号T-11 T E七階

(乙) 株式会社バンブーフィールドア セット 代表取締役 佐々野泰将

吸収分割公告

当社(甲)は吸収分割により株式会社日能研東(乙)、住所横浜市港北区日吉本町一丁目六番二〇号)の塾事業に関する権利義務を承継することにいたしました。この会社分割の効力発生日に甲は「株式会社日能研 関東一」と、乙は「株式会社NKホールディングス」へと商号を変更する予定であります。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。

(乙) 掲載紙 神奈川新聞

掲載の日付 令和八年三月十一日

掲載頁 二十三頁

令和八年三月二十五日

横浜市港北区日吉本町一丁目六番二〇号

株式会社日能研関東分割準備会社

代表取締役 小嶋 隆

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の美容室経営事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。

(乙) 掲載 日刊工業新聞

掲載の日付 令和八年三月二十五日

掲載頁 三頁

令和八年三月二十五日

福岡市博多区比恵町四番二五号イーストア

ンサンブル一〇〇一号

(甲) 株式会社SARA

代表取締役 藤林 博行

山口県周南市若宮町二丁目二六番地

(乙) 株式会社サラ

代表取締役 小林 治

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ユナイテッドプロパティ（北海道苫小牧市日新町一丁目三番三号）に対して当社の不動産賃貸事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報  
掲載の日付 令和八年三月十七日  
掲載頁 一一四頁（号外第五十四号）  
令和八年三月二十五日  
北海道苫小牧市日新町一丁目六番六号

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社バンブーフィールドホールディングス（住所東京都港区虎ノ門二丁目四番七号T E七階）に対して当社の株式会社バンブーフィールドの発行済株式の保有及び運用に係る事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。当社は、この会社分割の効力発生日に商号変更をする予定です。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 日刊工業新聞  
掲載の日付 令和八年三月二十四日  
掲載頁 三頁  
令和八年三月二十五日  
東京都港区虎ノ門二丁目四番七号T E七階

株式会社バンブーフィールドホールディングス  
代表取締役 佐々野泰将

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社バンブーフィールドアセット（住所東京都港区虎ノ門二丁目四番七号T E七階）に対して当社の一切の事業（但し、株式会社バンブーフィールドの発行済株式、株式会社バンブーフィールドアセットの発行済株式、及び自己株式の保有及び運用に係る事業を除きます。）に関する権利義務を承継させることにいたしました。

なお、前記括弧内（但し書内）に記載の株式会社バンブーフィールドアセットは新設会社とは別会社であり、当該別会社はこの会社分割の効力発生日に商号変更をする予定です。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 日刊工業新聞  
掲載の日付 令和八年三月二十四日  
掲載頁 三頁  
令和八年三月二十五日  
東京都港区虎ノ門二丁目四番七号T E七階

株式会社バンブーフィールドホールディングス  
代表取締役 佐々野泰将

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十五日  
東京都渋谷区神南一丁目一番四号F P G リンクス神南五階  
ON VISION 合同会社  
代表社員 満居 聖登

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十五日  
東京都墨田区両国二丁目一八番七号  
A & A 4 合同会社  
代表社員 産商ロジスティクス株式会社  
職務執行者 宮 毅

組織変更公告

当社は株式会社組織変更することいたしました。この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十五日  
東京都渋谷区神山町三〇番七号奥洪レジデンス二〇一  
合同会社 M o t C o z y S p a c e  
代表社員 松田 展世

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。効力発生日は令和八年四月二十八日であり、組織変更後の商号は株式会社ポタモスとします。この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十五日  
神奈川県横須賀市武三丁目二四番六号  
ポタモス合同会社  
代表社員 片山麻利子

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十五日  
静岡県掛川市成滝四九番地の一  
エアリス合同会社  
代表社員 鈴木 憲吾

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。組織変更後の商号は株式会社R u m o rとします。効力発生日は令和八年五月一日であり、当社の総社員の同意の取得は令和八年四月二十四日に予定しております。この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十五日  
京都市京都市左京区田中大堰町一五二番地  
メゾンK O Y O 二階 合同会社R u m o r  
代表社員 齋藤 晴輝

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十五日  
大阪府堺市西区浜寺船尾町東四丁五三番地一  
合同会社サンオルケスタ  
代表社員 枚本 尊史

組織変更公告

当組合は、認可地縁団体に組織変更することいたしました。この組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終事業年度に係る貸借対照表は主たる事務所に備え置いております。

令和八年三月二十五日  
兵庫県三木市志染町井上三四三番地  
志染町井上生産森林組合  
組合長理事 山内 基行

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。効力発生日は令和八年四月三十日であり、この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十五日  
長崎県佐世保市崎岡町八五三番地五六  
合同会社オフィス勝  
代表社員 大沼 勝

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額三億六千三百七十七万六千四百十円のうち、三億三千八百七十七万六千四百十円を減少して、二千五百万円とすることいたしました。なお、当社が発行している新株予約権が資本金の額の減少が生ずる日までに行使された場合には、当該新株予約権の行使に伴う新株発行により増加する資本金の額と同額分を合わせて減少することにより、最終的な資本金の額を二千五百万円といたします。

効力発生日は令和八年四月三十日であり、株主総会の決議は令和八年三月二十四日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。  
金融商品取引法による有価証券報告書提出済  
令和八年三月二十五日  
東京都港区赤坂九丁目七番一号ミッドタウンタワー七F  
株式会社ムービン・ストラテジック・キャリア  
代表取締役 神川貴実彦

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億五千二百五十万円につき、金一億五千二百五十万円を減少し一億円とすることをいたしました。減少する資本金の額の全部を資本準備金といたします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社は確定した最終の事業年度はありません。

令和八年三月二十五日  
東京都港区元赤坂一丁目一番七―二〇九  
号株式会社赤坂国際会計内  
MCP43株式会社  
代表取締役 小野 俊法

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億八千六十七万五千八百六十円減少し一億円とすることをいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 日刊工業新聞  
掲載の日付 令和八年三月二十五日  
掲載頁 三頁  
令和八年三月二十五日  
東京都港区新橋五丁目一三番五号新橋M C  
Vビル九階  
Bluefield Energy株式会社  
代表取締役 島田 孝文

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億六千二百五十九万四千四百円減少することをいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://familytech.co.jp/en  
令和八年三月二十五日  
東京都中央区築地二丁目一〇号M I  
STOTSUKI JI三〇三  
ファミリーテック株式会社  
代表取締役 中村 貴一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を千三百六十六万五千円減少し、その全額を資本準備金とすることをいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報  
掲載の日付 令和七年八月二十二日  
掲載頁 六十五頁(号外第一九〇号)  
令和八年三月二十五日  
東京都港区新橋五丁目一番九号銀泉新橋第  
二ビル八階  
ユニファイド・サービス株式会社  
代表取締役 宇陀 栄次

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年三月二十日を効力発生日とするジーベンケミカル株式会社との株式交換による資本準備金の増加額の全額を減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社に確定した最終事業年度はありません。

令和八年三月二十五日  
東京都千代田区内神田三丁目二番八号  
株式会社ジーベンケミカルホールディング  
グス  
代表取締役 高野 栄子

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二億八千二百三十三万四千六百三十一円減少し〇円とすることをいたしました。

株主総会の決議は令和八年二月十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。  
令和八年三月二十五日  
大阪府堺市南区美木多上一三八九番地三  
株式会社HMI  
代表取締役 池田 博樹

準備金の額の減少公告

当会社は、三笠電機株式会社、株式会社徳島工ムテックを完全子会社とする株式交換により資本準備金の額が増加したため、その増加額全額を減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報  
掲載の日付 令和八年三月二日  
掲載頁 八十七頁(号外第四十二号)  
令和八年三月二十五日  
徳島県美馬市脇町大字猪尻字建神社下南一  
五五番地一  
エムジーホールディング株式会社  
代表取締役 三笠 幸子

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億四千九百九十九万五千七百七十五円、資本準備金の額を一億四千九百九十九万六千五百七十五円減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報  
掲載の日付 令和八年三月十七日  
掲載頁 一六頁(号外第五十四号)  
令和八年三月二十五日  
東京都千代田区九段南一丁目五番六号  
りそな九段ビル五階K Sフロア  
レコテック株式会社  
代表取締役 野崎 衛

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八十六億二千四百五十三万八千七百二十三円、資本準備金の額を八十六億二千四百五十三万八千七百二十三円減少することいたしました。

効力発生日は令和八年五月十一日を予定しております。

ただし、同時に株式の発行により増額いたしますので、効力発生日後の資本金及び資本準備金の額は同日前のそれぞれの額を下回ることはありません。そのため、株主総会の決議を経ずに決定しております。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済  
令和八年三月二十五日  
東京都千代田区神田美土代町七番地  
メディカル・データ・ビジョン株式会社  
代表取締役 岩崎 博之

資本金及び準備金の額の減少公告  
当社は、資本金の額を四十八億三百四十二万二千九百四十九円、資本準備金の額を四十九億二千四百二十二万八千九百九十円減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済  
令和八年三月二十五日  
東京都港区六本木六丁目一番二〇号  
株式会社enish  
代表取締役 安徳 孝平

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千二百二十四百三十二円、資本準備金の額を五千二百二十四百三十二円減少し、それぞれ七千三百二十八万円、五千三百二十八万円とすることをいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 日刊工業新聞  
掲載の日付 令和八年三月二十五日  
掲載頁 三頁  
令和八年三月二十五日  
東京都港区六本木七丁目二番二四号T H  
E・MODULE・roppongi二F  
thomas株式会社  
代表取締役 広瀬 和行

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年四月十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。  
令和八年三月二十五日  
北海道登別市登別温泉町六〇番地  
登別温泉株式会社  
代表取締役 栗林 和徳

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年四月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。令和八年三月二十五日

埼玉県富士見市大字下南畑三七六七番地八

株式会社カト

代表取締役 岡崎 昌平

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年四月九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和八年三月二十五日 東京都中央区築地二丁目一五番一九号

株式会社ビーディック

代表取締役 伊藤 毅

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年四月九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。令和八年三月二十五日

東京都品川区上大崎一―一五―一二

ナショナル・ペンディング株式会社

代表取締役 藤山雄一郎

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年四月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。令和八年三月二十五日

横浜市中央区山下町一五四番地

株式会社横浜大飯店

代表取締役 陳 久美子

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年四月十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。令和八年三月二十五日

大阪府西区立売堀一丁目一〇番七号

カネヒラ鉄鋼株式会社

代表取締役 土井 泰博

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年四月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することに致しましたので、公告します。

尚、同日に当社の株券は無効となります。令和八年三月二十五日

島根県松江市東朝日町四六〇番地一二

株式会社ビジネスインフォメーション

代表取締役 南野 博

ガーヴァン

外国会社の全てにおける代表者の退任公告

当社の全てにおいての日本における代表者である菊次理佳子が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十五日 長崎県佐世保市大岳台町二五一一四

Catwalk Enterprise International

日本における代表者 菊次理佳子

限定承認公告

本籍長野県長野市大字川合新田二八六三番地二五、最後の住所本籍に同じ

被相続人 亡 塚田 矩雄

右被相続人は令和七年十二月二十八日死亡し、その相続人は令和八年三月十一日長野家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年三月二十五日 長野県長野市若里一丁目一六番一―一五

相続財産清算人 塚田 美一

限定承認公告

本籍大阪府堺市西区鳳西町一丁二番地、最後の住所大阪府堺市西区鳳西町一丁二三番地一

右被相続人は令和八年一月三十一日死亡し、その相続人は令和八年三月十七日大阪家庭裁判所堺支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年三月二十五日

被相続人 亡 宇野洋一郎

右被相続人は令和八年一月三十一日死亡し、その相続人は令和八年三月十七日大阪家庭裁判所堺支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年三月二十五日

被相続人 亡 宇野洋一郎

右被相続人は令和八年一月三十一日死亡し、その相続人は令和八年三月十七日大阪家庭裁判所堺支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年三月二十五日

被相続人 亡 宇野洋一郎

右被相続人は令和八年一月三十一日死亡し、その相続人は令和八年三月十七日大阪家庭裁判所堺支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年三月二十五日

被相続人 亡 宇野洋一郎

右被相続人は令和八年一月三十一日死亡し、その相続人は令和八年三月十七日大阪家庭裁判所堺支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年三月二十五日

被相続人 亡 宇野洋一郎

令和八年三月二十五日

大阪府北区西天満三丁目一三番一八号島根ビル四階 相続財産清算人宇野瑞音 代理人弁護士 館 康祐

限定承認公告

本籍佐賀県多久市北多久町大字多久原四五九五番地二、最後の住所佐賀県多久市北多久町大字小侍六〇二番地六

被相続人 亡 掛林 嘉明

右被相続人は令和八年一月八日死亡し、その相続人は令和八年三月十六日佐賀家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年三月二十五日

佐賀県多久市北多久町大字小侍六〇二番地六

相続財産清算人 掛林 廣子

佐賀県佐賀市松原一丁目四番二八号

弁護士法人安永法律事務所 代理人弁護士 池田 新平

限定承認公告

本籍熊本県熊本市中央区八王寺町三番、最後の住所熊本市中央区八王寺町三番三六一二〇一号コアマンション九品寺南

被相続人 亡 松永 彰郎

右被相続人は令和八年一月八日死亡し、その相続人は令和八年三月十二日熊本家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年三月二十五日

アメリカ合衆国カリフォルニア州サラトガカーニエル・アベニュー二〇六九一番地

限定承認者 松永 聡

連絡先 熊本市中央区八王寺町三番三六一二〇一号コアマンション九品寺南

松永 怜子

合併公告及び合併につき株券等提出公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十五日

東京都中央区築地四丁目四一―一五

株式会社MIRA I R A I K E N

代表取締役 小坂田正英

東京都中央区銀座七丁目一三番六号

サガミビル二階

代表社員 小坂田正英

大阪府中央区南船場四丁目一〇番五号

南船場S O H Oビル七〇二

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲) 掲載紙 日刊工業新聞
掲載の日付 令和八年二月二十七日
掲載頁 五頁
(乙) 確定した最終事業年度はありません。
また、乙の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年四月二十八日までに乙にご提出下さい。
令和八年三月二十五日
東京都杉並区宮前四丁目二九番三号
(甲) 株式会社フアーネス
代表取締役 伊澤 進祐
名古屋守山区小幡千代田八番二二号
(乙) 株式会社東名技研 0.5
代表取締役 貝瀬 和人
優先資本の額の減少公告
当社は、資産の流動化に関する法律第九十九条に基づき、優先資本の額を一億五千万円減少して二十億四千万円とすることをしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
掲載紙 官報
掲載の日付 令和七年十月二十三日
掲載頁 八十五頁(号外第三三六号)
令和八年三月二十五日
東京都千代田区霞が関三丁目二番五号
A A J H 特定目的会社
取締役 鄭 武壽
取消公告
令和八年二月六日(号外第二十七号)掲載の合併公告及び決算公告(稗組)中、合併公告のみ取消します。
令和八年三月二十五日
東京都中央区築地四丁目四一―一五
(甲) 株式会社MIRA I R A I K E N
代表取締役 小坂田正英
東京都中央区銀座七丁目一三番六号
(乙) 合同会社医東献
代表社員 小坂田正英
大阪府中央区南船場四丁目一〇番五号
南船場S O H Oビル七〇二
(丙) 合同会社ミラロコ
代表社員 小坂田正英